

自治会活動の手引き



呉市自治会連合会

令和5（2023）年9月

も く じ

1 自治会について		ページ
1	自治会とは	1
2	呉市自治会連合会の組織，沿革，区域等	3
3	呉市自治会連合会会則	5
4	自治会加入促進	9
5	自治会（地縁による団体）の法人化	15
6	会長・会計が異動したときの手続（異動・変更による届出等）	17
7	単位自治会規約（例）	20
8	自治会収支予算書（例）	26
9	自治会館に関する税金	27
10	自治会館管理運営規約・使用許可申請書（例）	28
11	個人情報の取扱い	31
2 呉市自治会連合会関係内規		ページ
1	呉市自治会連合会感謝状贈呈内規	35
2	呉市自治会長き章取扱内規	35
3	呉市自治会連合会見舞金・香料等に関する内規	36
3 自治会に対する主な補助金，手数料，内規等		ページ
1	書類配布手数料	37
2	防犯設備電気料金の補助	38
3	屋外掲示板の新設・建て替え・修繕の補助	41
4	LED防犯灯設置の補助	44
5	自治会集会所の新築・増改築・修繕などの補助	47
6	防犯カメラ設置の補助	51
7	自治会長に対する市長感謝状贈呈内規	55
8	資源の集団回収に対する報償金交付	56
9	ごみステーション設置等工事費補助	57
10	ごみステーション管理・リサイクル推進助成金の交付	58
11	地域緑化推進事業助成	59
4 自治会活動と関わりの深い業務等		ページ
1	自主防災組織	60
2	呉市防災リーダー	61
3	呉市公衆衛生推進協議会	62
4	呉市女性連合会	63
5	防犯・交通安全対策	64
6	交通安全推進委員の推薦	65
7	呉市市民公益活動保険制度	66
8	人権相談，人権研修講師の派遣	69
9	AED（自動体外式除細動器）の貸出し	69
10	地域猫活動に対する支援	70
11	犬猫等小動物の死体処理，し尿の収集，不法投棄	71
12	リサイクル推進員の推薦	72
13	イノシシ被害防止について	73
14	防火指導・訓練	75
15	応急手当の講習	76
16	自治会と関わりの深い市の業務と担当課	77

1-1 自治会とは

自治会は町又は字の区域等一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体です。

区域の住民相互の連絡，環境の整備，集合施設の維持管理等，良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動（清掃活動，地域行事，防犯・防災活動，福祉活動等）を積極的に行っています。

1 地域住民の親睦と連携の場

自治会は，地域の人たちのコミュニティや話し合いの場であり，お互いが協力し合って活動に参加し，自分のできることや得意なことを通じて，地域を盛り上げる場です。そして，自治会の運営を通じて，住民同士の活動や交流をさらに広げ，住民相互の信頼関係を築いていける場でもあります。

2 地域課題の発見と解決の場

地域の中には様々な課題があります。例えば，防犯・防災，交通安全，道路・公園の環境整備，ごみステーションの維持管理などの諸問題があります。

このような問題は，個人や家庭だけで解決するのは難しく，地域の住民が力を合わせなければ解決できないものが多くあります。自治会は地域内の要望や意見に基づいて十分に話し合い，地域課題の解決に向けて取り組みを行います。

その過程の中で，行政と深い関わりを持つこともあります。また，行政も地域住民にとって何が必要であるかを考える中で，自治会との有機的な連携が必要となります。地域において行政サービスと住民の活動がそれぞれの役割を認識し，協力し合うことが真の自治の姿と考えます。

自治会の主な活動

1 環境美化活動

地域住民が快適に暮らせるように，日常生活に大切なごみステーションの設置や管理を行うとともに，道路や公園等の地域の美化活動を推進しています。



2 福祉活動

敬老行事、いきいきサロン、子どもや高齢者の見守りや居場所づくりなどの活動を通じて、地域福祉の充実に努めています。



3 防犯・防災活動

防犯灯・防犯カメラの設置・維持管理や自主防災組織の結成、防犯パトロール、防災訓練などを行い、住民が安心して暮らせる活動を進めています。



4 親睦・交流活動

お祭り、盆踊り、運動会、文化祭など住民同士の交流と親睦を目的に、住民が気軽に参加でき、お互いに親睦を深められるような行事を行っています。



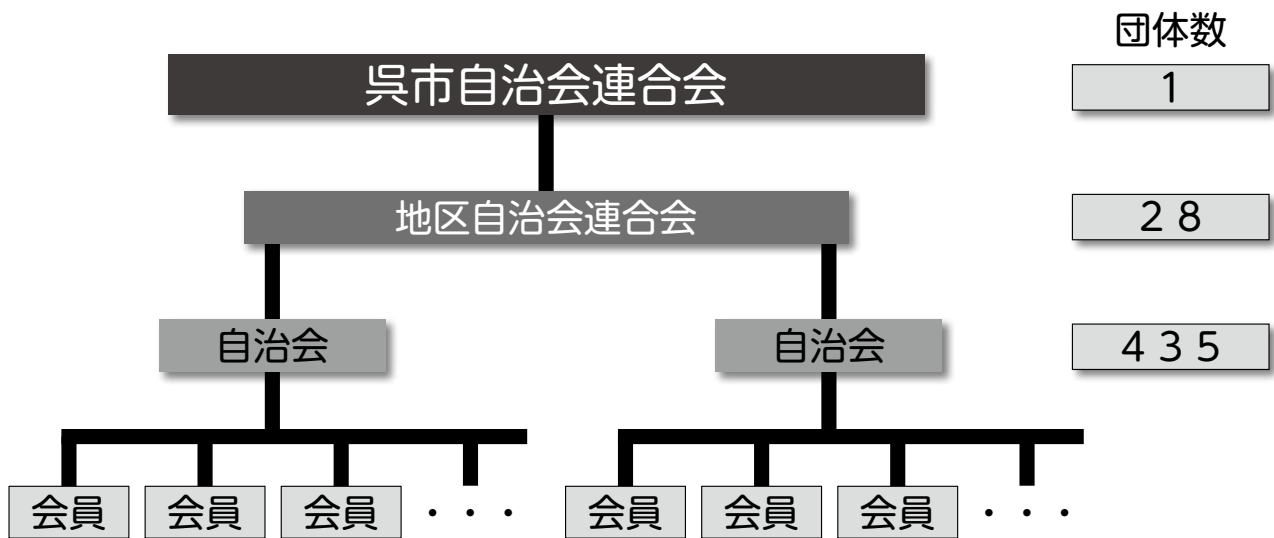
5 他団体の支援等、相互扶助の活動

最も身近な生活の場である自治会を通じて、子どもたちの健全な育成、レクリエーションや老人クラブの振興など、地域内団体の育成に努め、地域の人々が互いに助け合える環境づくりを行っています。

6 回覧やポスター掲示

市政だより、町内のお知らせなど地域の皆さんが必要とする生活情報を定期的にお知らせするために、チラシの配布や回覧、ポスターの掲示を行っています。

1-2 呉市自治会連合会の組織、沿革、区域等



地区	自治会数	世帯数
第 1	16	2,466
第 2	16	1,204
第 3	13	1,644
第 四	17	2,722
第 5	23	3,177
第 6	6	706
中 央	19	1,429
第 8	8	1,145
三 条	7	851
川 原 石	16	1,594
吉 浦	19	3,728
警 固 屋	16	1,633
阿 賀	25	4,976
広 西 北 部	18	5,389
広 東 部	19	5,479
広 南 部	10	1,274
仁 方	11	2,064
天 応	12	1,487
昭 和	40	10,644
郷 原	12	1,417
下 蒲 刈	3	625
川 尻	10	2,800
音 戸	14	4,668
倉 橋	23	2,110
蒲 刈	4	840
安 浦	45	3,636
豊 浜	9	689
豊	4	821
合 計	435	71,218

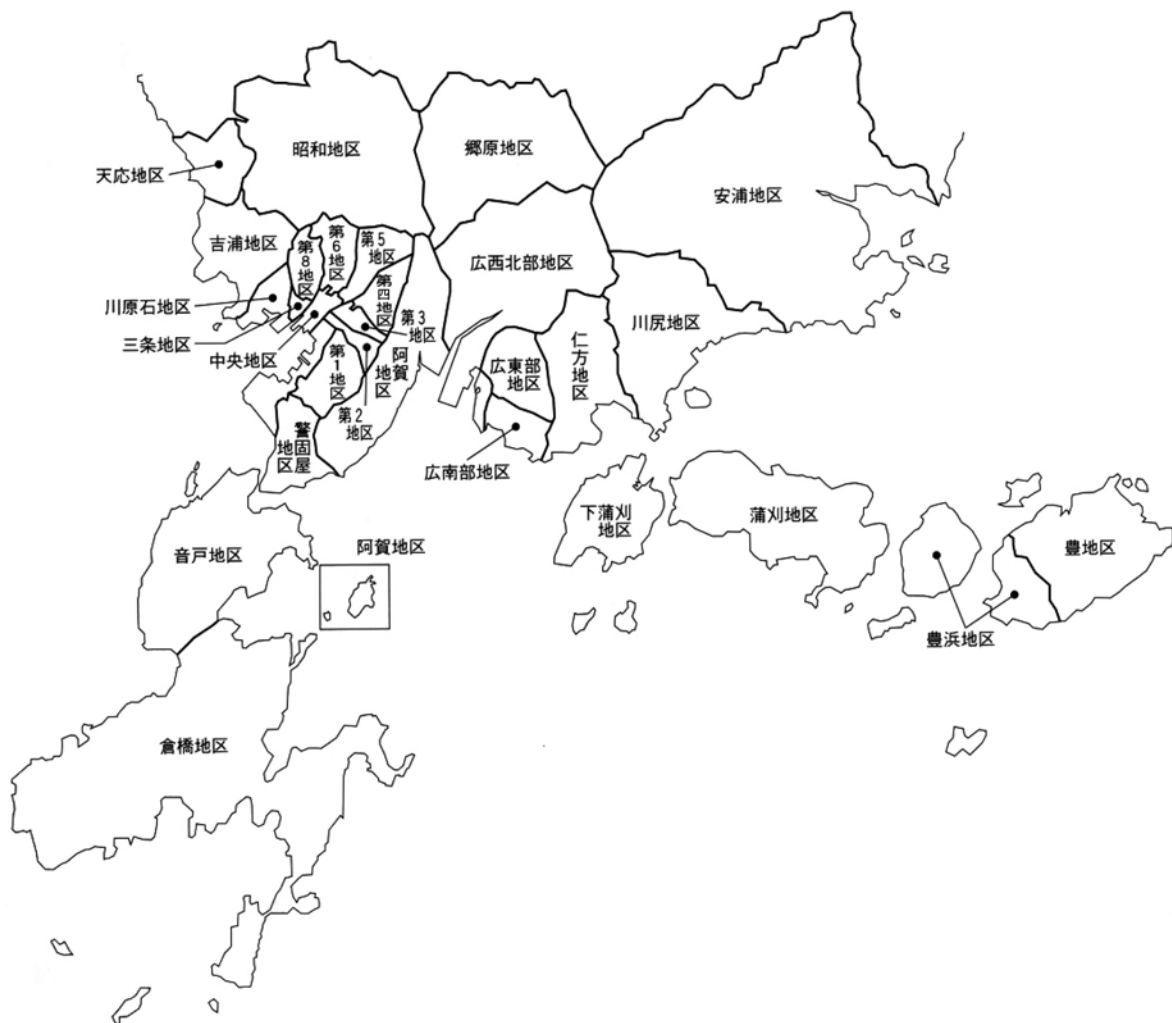


世帯数は、自治会加入世帯数を示す。
令和5（2023）年5月1日現在

沿革

昭和29年	17地区で呉市自治会連合会が結成される。
昭和31年	天応町，昭和村，郷原村と合併し，呉市自治会連合会は20地区で構成される。
昭和32年	呉市公衆衛生推進協議会が発足する。
平成15年	下蒲刈町と合併し，呉市自治会連合会は21地区で構成される。
平成16年	川尻町と合併し，呉市自治会連合会は22地区で構成される。
平成17年	音戸町，倉橋町，蒲刈町，安浦町，豊浜町，豊町と合併し，呉市自治会連合会は28地区で構成される。

自治会連合会区域図



呉市自治会連合会のホームページ：<http://kureshizitiren.sakura.ne.jp/>

1-3 呉市自治会連合会会則

第1章 総則

(組織及び名称)

第1条 呉市自治会連合会（以下「自治連」という。）は、呉市内の自治会をもって組織する。

(目的)

第2条 自治連は、呉市内の自治会相互の連絡・調整を図るとともに公共の福利を増進し、あわせて呉市の振興発展に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 自治連は、事務局を呉市役所内に置く。

(事業)

第4条 自治連は、第2条の目的を達成するため、次の事項につき連絡又は協議し、必要がある時は、その事業を推進する。

- (1) 広報及び広聴に関すること。
- (2) 保健衛生に関すること。
- (3) 防犯及び防火に関すること。
- (4) 交通安全に関すること。
- (5) 産業の振興に関すること。
- (6) 相互扶助及び公共の福利に関すること。
- (7) その他市民の福祉及び市の発展に関すること。

第2章 役員

(役員)

第5条 自治連に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 監査 2名
- (5) 理事 若干名

(役員の仕事)

第6条 会長は、自治連を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 会計は、自治連の会計を司る。

4 監査は、自治連の会計事務を監査する。

5 理事は、自治連の運営に関する事項を審議し、決定事項の推進にあたる。

(役員を選任)

第7条 理事は各地区自治会連合会長をもってこれにあてる。

2 会長，副会長，会計及び監査は，それぞれ理事の互選により決定する。
(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし，再任を妨げない。

2 欠員補充のため就任した役員任期は，前任者の残存期間とする。
(顧問)

第9条 自治連に，顧問を置くことができる。

2 顧問は，理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 自治連の会議は，総会，理事会，常任委員会及び正副会長会議とする。
(総会)

第11条 総会は，各自治会長をもって構成する。

2 総会は，毎年1回会長が招集する。ただし，理事会において，必要があると認めるときは，随時これを開催することができる。

3 総会の議長は，その都度これを定める。

4 総会は，構成員の2分の1以上が出席しなければこれを開くことができない。

5 総会の議事は，出席者の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

6 総会に付議する事項は，次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 会則の改廃に関すること。
- (4) その他理事会において必要と認めたこと。

(専決)

第12条 総会が成立しないとき，又は急を要するときは，会長は総会の議決すべき事項を理事会にはかり，その決定に従って処理することができる。

2 前項の規定による処理については，会長は次の総会においてこれを報告し，その承認を求めなければならない。

(理事会)

第13条 理事会は，自治連の役員をもって構成する。

2 理事会は毎月1回会長が招集する。ただし，必要があるときは，随時に招集することができる。

3 理事会の議長は，会長がこれにあたる。

4 理事会は，役員3分の2以上が出席しなければこれを開くことができない。

5 理事会の議事は，出席者の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

6 理事会は，次の事項を審議する。

- (1) 事業運営並びに執行に関すること。
- (2) 総会の議決事項であってその執行上必要なこと。

(3) その他自治連の業務遂行上必要と認めること。

(常任委員会)

第14条 理事会の審議事項その他について調査研究を行うため、常任委員会を置く。

2 常任委員会は、会長、副会長、会計及び推薦理事4名をもって構成する。

3 推薦理事の選出方法は、地区自治会連合会を次の4部に区分し、各部から1名ずつ推薦する。

(1) 東部・・・阿賀、広西北、広東、広南、仁方及び郷原地区

(2) 中央部・・・第1, 第2, 第3, 第四, 第5, 第6, 中央及び警固屋地区

(3) 西部・・・第8, 三条, 川原石, 吉浦, 天応及び昭和地区

(4) 南部・・・下蒲刈, 川尻, 音戸, 倉橋, 蒲刈, 安浦, 豊浜及び豊地区

4 推薦理事の任期は、役員の任期に準ずる。

(正副会長会議)

第15条 正副会長会議は、毎月1回開催する。ただし、必要があるときは随時に開催することができる。

2 正副会長会議は、次の事項を審議する。

(1) 理事会に付議する事項

(2) 理事会において会長に一任された事項

第4章 会計

(会計)

第16条 自治連の経費は、会費及び補助金、交付金、寄付金その他の収入をもってあてる。

2 自治連の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

3 会長は、毎会計年度予算を調整し、総会の議決を経なければならない。

4 会長は、毎会計年度終了後決算を監査の審査に付し、その意見を付けて総会の認定に付さなければならない。

第5章 事務局職員

(職員)

第17条 自治連の事務局に、職員若干名を置くことができる。

2 職員は、会長がこれを委嘱する。

第6章 補則

(委任)

第18条 この会則に定めるもののほか、自治連の運営に関し必要な事項は、会長が

理事会にはかってこれを定める。

付 則

- 1 この会則は昭和46年5月16日から施行する。
- 2 昭和31年4月21日から施行の呉市自治会連合会会則は、廃止する。
- 3 この会則は、第5条の一部を改正し、昭和51年5月16日から施行する。
- 4 この会則は、第5条の一部を改正し、平成4年5月17日から施行する。



1-4 自治会加入促進

自治会は、一定の地域に住む人たちにより組織された任意の団体であり、全ての世帯（個人）に加入していただくのが理想です。

これはもちろん強制ではなく、「自分たちのまちを自分たちの手で良くしよう」という考えを持って、自発的に加入していただくことが基本になることは言うまでもありません。

しかしながら、昨今、単身世帯の増加やマンション・アパートの住民、若者世帯など、自治会加入について理解を得ることが難しい実情があります。

新しく転入してきた方や未加入の方が自治会に加入しやすくなる工夫をするなど、地域の皆さんの相互理解と協力が大切です。

自治会の活動に「これが正解」というものではありません。

ここでは、様々な事例に対する対応方法やアイデアなどのヒントを紹介します。

【加入促進につながる自治会運営のヒント】

1 自治会活動の意味を説明するためのヒント

「自治会はどうして必要なの？」「自治会に入る意味は何？」「自治会に入って何が得られるの？」などの質問をこれまで何度か受けた経験があるのではないのでしょうか。

ここでは、自治会の意義を伝えるヒントをご紹介します。

■ 「自治会はどうして必要なの？」

★地域のつながりの基盤

地震や災害などの自然災害は突然発生します。何かあってから誰かに頼ったり、助けを求めたりするのはとても難しいものです。日頃から地域の交流を通して地域の方とつながる基盤となるのが自治会です。

★安心・安全づくりの基盤

災害時に地域の安全を守るのは、市役所だけでは十分に対応することはできません。

この点、地域の実情を知っている自治会は、地域のことを一番に考え、迅速に対応することができます。

子どもや高齢者の見守りやパトロールにより、犯罪や事故を防いだ例もあります。

★地域に対する愛着を高める基盤

地域の方々とイベントなど共通の体験を共有することで、人間関係が形成しやすくなり、生活をより充実させることにつながり、地域の愛着も生まれます。

子どもたちにとっては、幅広い世代の地域の方々と触れ合うことで、社会性を育む機会にもなります。

★地域の方と市役所をつなぐ基盤

自治会は、市役所や各種機関と日頃から連携しており、相談先をピンポイントで案内できるなど、住民の負担軽減と市役所や各種機関を効率的につなぐ役割を果たしています。

■「自治会に入る意味は何?」「自治会に入って何が得られるの?」

★身近な地域の関係づくり

自治会活動を通して、地域の方同士であいさつを交わす関係をつくることができます。また、地域に顔見知りが増えれば、地域のことを知りたいとき、困りごとを相談したいときに、声かけできる方がすぐに思い浮かぶようになります。

★困りごとの解決

困りごとを個人で市役所などへ相談することも可能ですが、個人や家庭で解決できないような困りごとを自治会内で解決したり（共助）、自治会を通じて市役所へ伝えることで解決に導くこともできます。

★身近な地域の情報を入手

普段からスマートフォン等を利用していない又は使い慣れていない方にとっては、身近な地域情報や地域の課題などをインターネットから入手することには難しい場合がありますが、自治会に入会することで、回覧板などにより地域ごとの細かい情報を、より一層得やすくなります。

★行事（イベント）を通じた地域参加のきっかけづくり

普段の生活で地域との接点を持ちたくても持てない方にとって、行事への参加は地域とつながりを持つ一つのきっかけとなります。行事を通して顔見知りを増やしていくことで、助け合いの関係が広がります。

★防災・防犯

災害対策、防犯活動、子どもの通学時の安全対策などは、一人で気をつけていても限界があります。自治会に入ることによって、ネットワークができ、地域を守る活動や防災対策を充実させることもできるようになります。

★個人では難しいことの実現

地域には防犯灯や防犯カメラ、ごみステーションや災害時協力井戸など、安心・安全や環境衛生のインフラが整っていますが、個人で使いこなすこと、維持・管理することは困難です。また、児童や認知症高齢者の見守りなど、地域に役立つ活動は個人では実現しづらいものです。自治会の力を借りれば、特に災害時など、市役所からの支援が間に合わない時に、助け合い活動が行いやすくなります。

★外国人と地域との関係づくり

外国の方とは言語が異なることから、会話自体も敬遠しがちですが、外国人も地域への参加に興味を持たれている方もおられます。地域で一緒に暮らしていくには、簡単なコミュニケーションから始め、共生していける地域づくりをしていきましょう。



2 誰もが参加しやすく持続可能な自治会となるためのヒント

地域住民のライフスタイルは多様化し、従来の自治会活動では参加しづらい人も増えています。

誰もが参加しやすく持続可能な自治会となるためのヒントをご紹介します。

■ 活動内容の見直し

自治会の活動は一つ一つ意味のあるものですが、時代の変化により、負担が大きくなっているものがあります。

活動内容の必要性を見直し、場合によっては、活動の回数を減らす、運営が難しいものは止めるという判断も必要なのではないのでしょうか。

【活動内容の見直し項目（例）】

- ★職務（役員の任期・人数）
- ★会議の回数・開催時間
- ★集金方法の簡素化
- ★誰でも分かりやすい「マニュアル」の作成
- ★役員・班長の引き受けが難しい時（高齢・介護・子育て）の免除制度の制定
- ★お試し入会期間の制定 など

3 自治会活動の有効的なPR方法のヒント

自治会側の「自治会に加入してほしい」との思いとは逆に、自治会に加入していない人から見ると、自治会活動が見えにくいことがあります。

また、魅力的な自治会活動を行っていても、有効なPRを行わなければ自治会への入会や自治会活動への参加者が増えません。

ここでは、自治会活動の有効的なPR方法のヒントをご紹介します。

■ 自治会の活動内容等をチラシ・SNSなどで分かりやすく伝える

従来のチラシでPRする方法に加え、近年、若者世代だけでなくシニア世代でも、コミュニケーションツールとして、メールやSNSを利用する人が増えてきています。

時代の変化により、自治会のPR方法を変更していくことも必要なのではないのでしょうか。

【チラシ・SNSでお伝えしたら良い内容】

- ★自治会でしていること
- ★年間イベント情報（魅力ある取組）
- ★生活に関係する「防犯・防災」「ごみステーション」「防犯灯」などのこと
- ★会費の使い道 など

【作成する際の注意点】

- ★活字だけにならず、写真などを入れるとイメージが伝わりやすい。
- ★いつ、何のためにしているかを入れると参加の必要性を感じやすい。
- ★参加者の声を入れると行事のイメージがわきやすい。
- ※ 作成・広報をする際には、広報活動に詳しい会員等（若手）がいれば、お願いしてみてもいいのではないでしょうか。

4 地域や時代の変化に対応する自治会運営のヒント

防災・防犯の不安，高齢化の問題，インターネット社会の進展など，地域や時代の変化に伴い，自治会運営や自治会活動にも変化が必要です。

ここでは，そのためのヒントをご紹介します。

■ 防災・防犯活動（例）

★ハザードマップなどを活用し，地域の課題を整理し，災害時の「マニュアル」を共有

ハザードマップなどを利用し，地域の課題を整理し，地図などにまとめて住民に示すことで，自分の住む地域でどのような被害が出る可能性があるのかを住民が把握できます。

また，災害時のマニュアルを作成することで，いざというときに安心して行動ができ，住民の防災意識の向上につながります。

★防災訓練の開催

市役所，消防・消防団，警察などと連携し，防災訓練を開催し，事前に自治会として行うことを決めておくことで，災害時の自治会の役割が明確になります。

★地域の見守り

登下校時の見守りや夜回りなどの防犯活動を行うことで，地域住民がより安心して暮らすことができます。

■ 高齢化問題への対応（例）

★地域の高齢者の状況を把握，見守り・声掛け活動の実施

見守り活動などを通して，一人暮らしの高齢者や介護をしている世帯を把握することで，困ったときに助け合う関係づくりにつながります。

★地域のサロン活動などの居場所づくり

地域のサロン活動を通して，高齢者等の孤立を防ぎ，外出機会を増やすことにつながります。

■ インターネット社会への対応（例）

★ホームページを作成し情報発信

情報化社会の進展により，ホームページで自治会の情報や地域の情報を届けることも有効な情報発信手段となっています。

★メールやSNSを使った情報発信

自治会活動や地域の情報をリアルタイムで住民のスマートフォンなどに届けたり，災害時の情報発信や安否確認などをメールやSNSを使い行うことも有効です。

★オンライン会議の開催

会議をオンラインで行うことにより，子育て世代や若者世代でも参加しやすくなり，会場に足を運ばなくても自宅などで会議に参加できることから，参加者の増加や利便性の向上が図られることがあります。

〇〇〇自治会加入のご案内

自治会では、地域住民のために様々な活動を行っています。

自治会では、ごみステーションの設置や清掃，防犯設備（防犯灯及び防犯カメラ）の設置や電気料金の支払い，子どもたちの通学時の見守り，市政だより（広報誌）の配付などの活動をしています。また，“もしも”の時にも助け合うことができるよう，お祭り・運動会などの行事を通じて日頃から親睦を深めています。

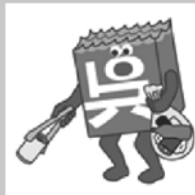
地域の一員として，自治会に加入していただきますよう，お願いいたします。

ごみステーションの設置や清掃など

- ・歩道や公園などの清掃活動（毎月第〇曜日）
- ・資源の集団回収
- ・ごみステーションの維持管理

ごみステーションは誰が掃除しているの

地域のごみステーションの設置や清掃などの維持・管理は自治会が行っています。



地域の見守り活動や防犯灯・防犯カメラの設置

- ・交通安全運動
- ・地域の見守り活動
- ・防火・防災訓練（毎年〇月）
- ・防犯灯・防犯カメラの維持管理



防犯灯・防犯カメラは自治会が設置・管理しています

暗い夜道を明るく照らす防犯灯・防犯カメラの設置や電気料金の支払いなどは自治会が行っています。

みなさんに楽しんでいただき，住民同士の親睦を図るために，〇〇自治会と協力して開催しています。



夏祭り



毎年〇月
第〇曜日

運動会



〇月開催

市政だより「くれ」の配布など

- ・「市政だより」の各戸配付
- ・回覧による情報提供
- ・掲示板の設置と運用



呉市の広報誌

「市政だより くれ」は毎月10日発行です。自治会加入世帯には，毎月，自治会を通じてご自宅に配付されます。

【加入のお申込み・お問い合わせはこちらまで】

自治会名：〇〇〇自治会
自治会長名：〇〇 〇〇
連絡先：〇〇-〇〇〇〇

point

1

自治会への加入を呼びかける

新しく地域に入ってきた方は、近隣の方たちと仲良くやっていけるかという不安も抱えています。まず、「自治会は転入された方の加入を望んでおり、歓迎している」ということを伝えると加入しやすくなります。

point

2

自治会の長所を掲載する

自治会がどのような活動をしているのか、それによって地域住民がどのような恩恵を受けているのかを明記することが大切です。

日頃から地域住民が安心して暮らせるまちづくりのため、防犯・防災に関する活動や、みんなで楽しめる行事などは、自治会が中心となって行っていることを伝えましょう。

また、地震や豪雨災害のような“もしも”の時にも、自治会員同士で助け合うことができることを、転入してきた方に理解していただくことも大切です。

point

3

自治会活動の詳細を掲載する

地域住民が具体的なイメージを持ちやすいように、日時や場所を明記しましょう。毎月行うものは優先的に掲載し、地域の大きなイベントであるお祭りなどは、当日の様子がわかる写真などを載せると雰囲気が伝わります。

point

4

自治会活動の写真やイラストを掲載する

行事のイメージを持ってもらうためには、写真やイラストも有効です。特に子どもと大人が一緒になって楽しんでいる様子や、多くの住民が参加しているものであれば、より効果的です。

「自治会活動に参加してみたい」と思えるものを選んでみましょう。

point

5

連絡先を明記する

自治会に加入したい、もっと詳しいことが知りたいと思った時に問い合わせができるよう、連絡先を明記しておきましょう。

★外国人住民のために翻訳した入会案内を作成

自治会に加入していない方には、外国人住民の方もいらっしゃいます。地域を盛り上げるためにも外国人住民の入会も欠かせません。翻訳した入会案内を作成し、自治会のことを知ってもらうことで、加入につながりやすくなるのではないのでしょうか。

1-5 自治会（地縁による団体）の法人化

■自治会の法人化の趣旨（認可地縁団体とは）

これまで地縁による団体が、土地や建物（自治会館等）の不動産を所有していても、個人名義での登記しかできなかつたため、名義人の転居や死亡により、名義変更や相続など、様々な問題が生じていました。

このような問題に対処するため、一定の手続を取ることににより、自治会等に法人格を認めることで、法律上の権利義務の主体となることができるとともに、認可地縁団体として団体名義で不動産等の登記ができるようになりました。

現在は、認可の目的について、不動産等の所有を前提としないものに見直されており、地縁による団体は「地域的な共同活動を円滑に行うこと」を目的として認可を受けることができるように改正されました。

なお、自治会等が法人格を取得しても、従来からの自治会等と同様、住民が自主的に組織して活動するものであり、市の監督下に置かれたり、行政権限の一部を有したりすることはありません。

■「地縁による団体」とは

「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第260条の2第1項）と定義されています。つまり、区域内に住所を有することのみを構成員の資格とした団体です。

したがって、自治会等のように一定の区域に住所を有していれば、誰でも構成員になれる団体は「地縁による団体」と考えられます。

■「地縁による団体」の法人化の要件

「地縁による団体」が法人格を得るには、市長の認可が必要で、次の4つの要件（地方自治法第260条の2第2項）を全て満たしている自治会等が認可の対象となります。

① その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

※ 「地域的な共同活動」とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営など、一般的な地域活動のことです。

② その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

※ 「客観的に明らかな」とは、住居表示による区画のほか、河川や道路等で区画が画されているなど、容易に自治会の区域・範囲が分かる状態にあるということです。

③ その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

※ 構成員になれる資格は、年齢・性別・国籍等に関係なく、その区域に住所を有するすべての個人ということになります。

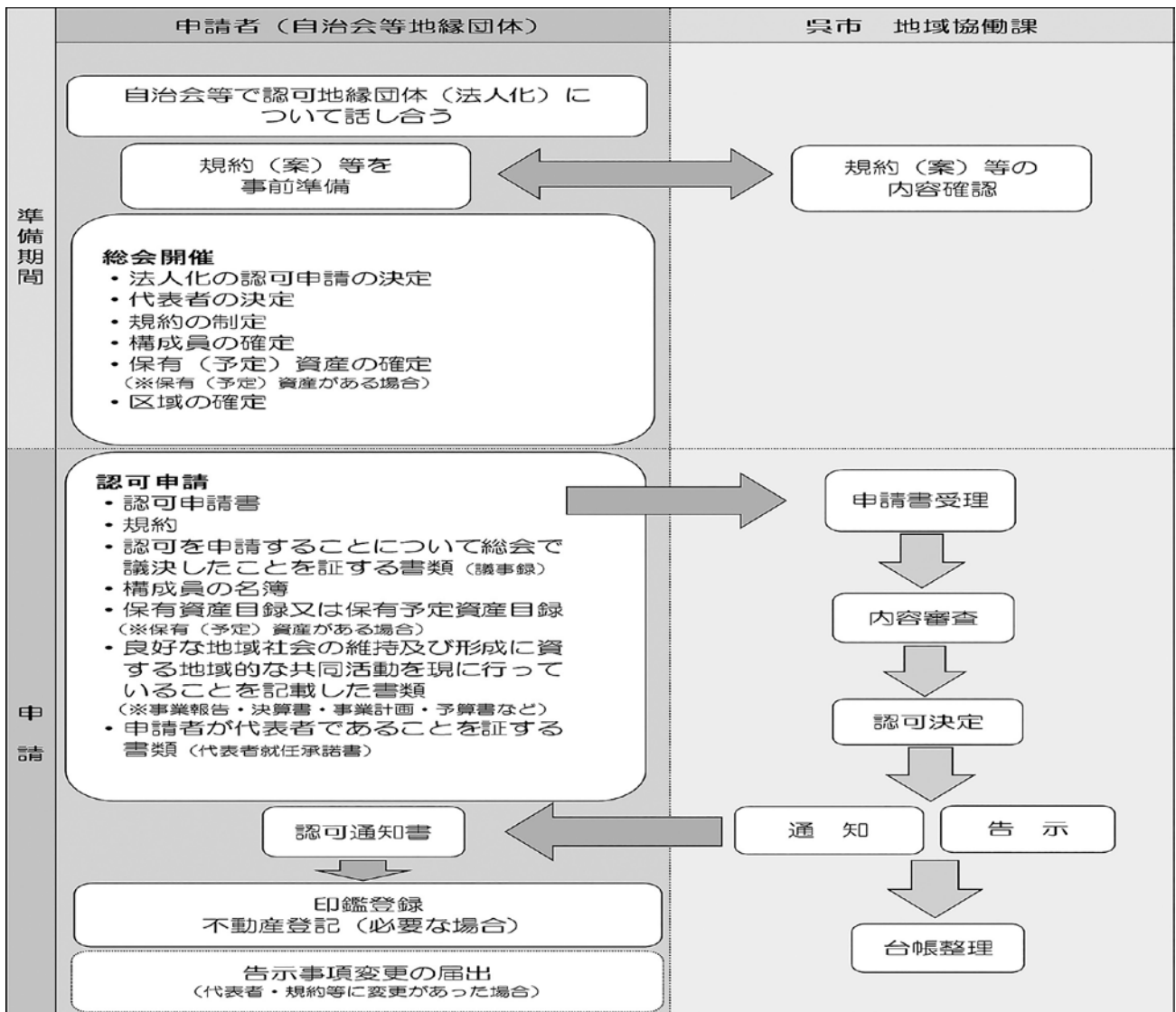
また、入会の申込みがあった場合、正当な理由なく拒むことはできません。「相当数」とは、一般的に、過半数を判断基準とします。

④ 規約を定めていること。

※ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければいけません。

- ①目的 ②名称 ③区域 ④主たる事務所の所在地
- ⑤構成員の資格に関する事項 ⑥代表者に関する事項
- ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項

■自治会の法人化（認可地縁団体）までの流れ



■認可申請提出先

地域協働課 地域協働グループ（呉市役所2階）

TEL 25-3223

1-6 会長・会計が異動したときの手続 (異動・変更による届出等)

1 自治会長異動届

自治会長の異動があれば随時提出してください。(届出者は旧自治会長)

また、口座振替依頼兼委任書も一緒に提出してください。(異動届と同時提出の場合、届出者は新自治会長)

届出様式は、呉市自治会連合会ホームページに掲載しています。

2 口座振替依頼兼委任書

手数料等を振り込むために必要です。

自治会長の異動、口座の変更があった場合に提出してください。

3 自治会の通帳名義について

- ・自治会の通帳名義が個人名になっていると振込の際に間違いやすいので、自治会名義にしてください。
- ・会長や会計の異動があった場合は、できるだけ名前のみを変更し、口座番号等は従来のままとしてください。
- ・口座や口座名義人の変更があった場合には、随時届けていただくようお願いします。
- ・通帳のコピーがあれば、振込不能を防ぐことができますので、こちらの提出もお願いします。

(記載例)
〇〇〇〇銀行△△支店
普通預金
口座番号 〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇自治会
会長(又は会計) 〇〇 〇〇

できるだけ変更しない。

異動があった場合は、名前のみ変更する。

4 振り込まれる手数料等

書類配布手数料

防犯設備管理補助金

ごみステーション管理・リサイクル推進助成金 など

5 書類提出先

地域協働課 地域協働グループ(呉市役所2階)

TEL 25-3223

又は最寄りの市民センター

自治会長異動届

年 月 日

呉市自治会連合会会長 様

届出者(旧会長)

氏名 _____ 印

(※届出者の自署により提出する場合は押印不要です。)

このたび、次のとおり自治会長の異動がありましたので届け出ます。

1 自治会名 _____ 自治会

2 新会長 住 所 _____

ふりがな

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日

電 話 _____

F A X _____

3 就任年月日 _____ 年 月 日

4 確認事項 世帯数 _____ 回覧数 _____

5 市政だより等配送先 該当する方を○で選んでください。

新会長宅 ・ その他

・その他の場合は配送先住所と (〒 -)
氏名を記入してください。

住 所 _____

氏 名 _____

※ 口座振替依頼兼委任書も一緒に提出してください。(届出者は新自治会長)
(口座の変更がない場合でも口座振替依頼兼委任状の提出が必要です。)

- ◆ 呉市地域協働課(25-3223)又は各市民センターに提出してください。
- ◆ 会長の住所等(生年月日を除く)は、自治連が発行する名簿に記載しますのでご了承ください。行政機関から情報提供依頼がある際には、会長の同意を得ずに情報提供する場合があります。
- ◆ 届出者(旧会長)が死亡等で提出できない場合は、代理者(副会長)が申請してください。

口座振替依頼兼委任書

年 月 日

呉市長様

届出者（振込依頼人）

自治会名 _____ 自治会

会長住所 _____

会長名 _____ 印

手数料等の名称	書類配布手数料，防犯設備管理補助金 ごみステーション管理・リサイクル推進助成金		
振込先 銀行名	銀行 組合 信用金庫 店		
口座番号	当座・普通	:	:
口座名義人	フリガナ 名称 _____ フリガナ 氏名 _____ (名義人として通帳に記載されている自治会名や肩書等 も必ず記入してください)		

- ◆ 呉市地域協働課（25-3223）又は各市民センターに提出してください。
- ◆ 必ず通帳の写し（支店名・口座番号・名義記載部分）を添付してください。
- ◆ 自治会長異動届と同時提出の場合，届出者は新自治会長となります。

1-7 単位自治会規約（例）

〇〇〇〇自治会規約（例）

第 1 章 総 則

（名 称）

第 1 条 本会は、〇〇〇自治会（以下「会」という。）と称する。

（事務所）

第 2 条 会の事務所を、呉市□□町〇〇番××号に置く。

（区 域）

第 3 条 会の区域は、呉市〇〇町□□丁目全域及び〇〇町□□丁目△△番××号から××番△△号までの区域とする。

（目 的）

第 4 条 会は、町民相互の親和と福利増進に努め、町の民主的な建設発展を図ることを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 町内の広報及び広聴に関する事項
- (2) 町内の衛生改善に関する事項
- (3) 町内の防犯防火に関する事項
- (4) 町民の福祉増進に関する事項
- (5) 市からのお知らせその他の連絡に関する事項
- (6) 会の所有する資産の維持管理及び運営に関する事項
- (7) その他住みよい地域づくりに関する事項

第 2 章 会 員

（会 員）

第 5 条 会の会員は、第 3 条に定める区域内に住所を有する個人とする。

2 第 3 条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会を希望するものは、会長又は班長に申し出るものとする。

3 会は、正当な理由なく、前項に規定する者の加入を拒むことができない。

4 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（脱 会）

第 6 条 会員の脱会は、次の場合とする。

- (1) 本人の申請があったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 住所を第 3 条に定める区域外に移したとき。

第 3 章 役 員

（役員の種類別）

第 7 条 会に次の役員を置く。

- (1) 会長 ○名

- (2) 副会長 ○名～○名
- (3) 書記 ○名
- (4) 専門部長 若干名
- (5) 会計 ○名
- (6) 監事 ○名～○名
- (7) 班長 若干名

(役員を選任)

第8条 役員は、総会において選任する。

- 2 監事は、その他の役員と相互に兼ねることができない。
- 3 会の運営を円滑に行うため、班を置く。なお、班長は、各班の中から選出する。

(役員職務)

第9条 会長は、会務を総括し、会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順序で、その職務を代行する。
- 3 書記は、会務を記録し、会の内外への連絡をする。
- 4 専門部長は、専門部会の担当事務を処理し、部会を代表する。
- 5 会計は、会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- 6 監事は、次の業務を行う。
 - (1) 会の財産の状況を監査すること。
 - (2) その他の役員業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要あるときは、総会の招集を請求すること。
- 7 班長は、班をまとめ、代表して、会務に協力する。

(役員任期)

第10条 班長を除く役員任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

第4章 総会

(総会の種類)

第11条 会の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(総会構成)

第12条 総会は、会員をもって構成する。

(総会権能)

第13条 総会は、次に定めるもののほか、会の運営に関する重要な事項を議決する。

- (1) 規約の改正
- (2) 予算及び事業計画
- (3) 決算及び事業報告
- (4) 資産管理運営報告
- (5) 会費の改定

(6) 役員を選任

(総会の開催)

第14条 定時総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 監事から第9条第6項第4号の規定による請求があったとき。

(総会の招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第17条 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(総会の議決)

第18条 総会の議決は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第19条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第20条 やむを得ない事情で出席できない者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第17条及び第18条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

第5章 組織

(役員会・専門部会の構成)

第21条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

2 会に次の専門部会を置く。

(1) 広報部 広報に関すること。

(2) 体育・文化部 体育文化に関すること。

(3) 女性部 女性活動に関すること。

(4) 厚生・衛生部 福利及び衛生に関すること。

(5) 交通・防犯部 交通安全及び防犯に関すること。

(役員会・専門部会の権能)

第22条 役員会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2 専門部会は、次の事項を議決する。

(1) 役員会に付議すべき事項

(2) 専門部会に付託された事項の執行に関する事項

(3) その他総会又は役員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会・専門部会の招集)

第23条 役員会又は専門部会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員又は専門部員の〇分の〇以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から〇〇日以内に役員会又は専門部会を招集しなければならない。

3 役員会又は専門部会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも〇日前までに通知しなければならない。

(役員会・専門部会の定足数等)

第24条 役員会又は専門部会は、監事を除く役員又は専門部員の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 役員会又は専門部会には、第20条の規定を準用する。この場合において、「総会」とあるのは「役員会・専門部会」と、「会員」とあるのは、監事を除く「役員・専門部員」と読み替えるものとする。

(役員会・専門部会の議長及び議決)

第25条 役員会又は専門部会は、会長が議長となる。

2 役員会又は専門部会における議決は、この規約に定めるもののほか、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。ただし、利害関係を有する会員は、その議事について表決権を有しない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第26条 会の経費は、会費、補助金、交付金、寄附金、資産（財産目録記載の資産）、資産から生ずる収入、その他の収入をもって充てる。なお、総会の承認を得て臨時会費を徴収することができる。

2 納入された会費は、会員が脱会しても払い戻さない。

(経費の支弁)

第27条 会の経費は、資産をもって支弁する。

(資産の管理及び処分)

第28条 会の資産は、会長が管理し、その管理方法は役員会の議決による。

2 会の資産で第26条第1項に掲げる資産（財産目録記載の資産）のうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の〇以上の議決を要する。

(事業計画及び予算)

第29条 会の事業計画及び予算は会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基

準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第30条 会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

2 会員が、帳簿の閲覧を請求したときは、閲覧させなければならない。

(会計年度)

第31条 会の会計年度は、毎年〇〇月〇〇日から始まり、翌年〇〇月〇〇日に終わる。

第 7 章 雑 則

(規約の変更)

第32条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得なければ変更することができない。

(解 散)

第33条 この会が総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

2 会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の承諾を得て、会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

(総会及び役員会の議事録)

第34条 総会及び役員会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開催日時及び場所

(2) 会員・役員・専門部門の現在数及び出席者数

(書面表決者及び表決委任者を含む。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名捺印をしなければならない。

(書類及び帳簿の整備等)

第35条 会の事務所に次の書類及び帳簿を備えなければならない。

(1) 規約

(2) 会員の名簿

(3) 役員の名簿

(4) 認可及び登記に関する書類

(5) 総会及び役員会の議事に関する書類

(6) 収支に関する帳簿及び証拠書類

(7) 財産目録その他資産の状況を示す書類

(8) その他必要な帳簿及び書類

(委 任)

第36条 この規約の施行に関し必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

付 則

- 1 この規約は、 年 月 日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第29条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第31条の規定にかかわらず、 年 月 日までとする。

ポイント！

ここに示した規約は参考（例）です。各自治会の実態にあったものを作りましょう。

◇自治会役員の役割

- ・会 長…自治会運営を統括する責任者です。対外的には会の意思を伝える代表者となります。
- ・副 会 長…会長を補佐し、時には会長の役割を代行します。
- ・書 記…総会や役員会などの会務内容を記録します。会の内外への連絡などを担当する場合があります。
- ・専門部長…自治会の状況に応じ、広報部や体育・文化部などの専門部を設ける自治会もあります。専門部長は、部の代表者となります。
- ・会 計…預金通帳、帳簿、領収書等の整理、備品の管理など出納責任者として会計事務を担当します。
会計担当者は、他の役員が会計状況を把握できるように、金額を支出した領収証などを必ず保管しておきましょう。この場合、支出した費目と内訳を書いておくと、あとで整理するときに便利です。
- ・監 事…会計事務や支出が適正に処理されているかを確認し、総会で報告します。問題点があれば、速やかに改善策を示し、今後の運営に活かしていくことが大切です。また、中立的な立場で公正に判断することが必要です。
- ・班 長…きめ細かい情報伝達などの役割を担うため班を組織するなど、自治会の規模や地域課題、会員のニーズなどをもとに組織しましょう。
(班長は、役員としていない自治会もあります。)

◇役員任期

自治会によって役員の任期は様々です。あまりにも任期が長いと引き受ける際に難色を示す方も出てきます。任期は、1年から2年とし、再任は妨げないとしている自治会がほとんどのようです。しかしながら、役員の交代時に会の運営が滞らないよう交代時期をずらす、役員経験者が引き続き顧問や相談役として自治会運営をバックアップするなどの工夫をしている自治会もあります。

◇引継書の作成

「役員を引き受けても、何をしたいのか分からない…」ということのないように各役員の仕事を明文化（マニュアル化）しておけば安心です。

任期中に気づいたことや問題点、各行事の良かった点や改善点などを書き足しながら「引継書」を作れば、役員が代わっても受け継がれて、自治会の運営がより良くなっていきます。

1-8 自治会収支予算書 (例)

〇〇年度〇〇自治会収支予算書

〇〇年4月1日～〇〇年3月31日

収入の部

(単位：円)

科 目	前年度決算額 (又は予算額)	本年度予算額	説 明
前年度繰越金			
自治会費			〇〇円×〇〇世帯
防犯設備管理補助金			
書類配布手数料			均等割：〇〇円 世帯割：〇〇円×〇〇世帯
〇〇募金配分金			
自治会館使用料			
寄付金			
雑収入			預金利子ほか
合 計			

支出の部

科 目	前年度決算額 (又は予算額)	本年度予算額	説 明
会議費			総会・役員会ほか
町内行事費			盆踊り，敬老会ほか
町内交際費			香典，関係団体祝金，出席会費ほか
事務・消耗品費			印刷代・コピー用紙代ほか
防災部費			自主防災組織運営費ほか
交通防犯部費			交通安全活動，防犯灯維持管理費及び設置費
保健衛生部費			町内清掃，消毒薬配布ほか
連合会分担金			〇〇地区連合会分担金
関連団体助成金			子ども会，女性会，老人クラブ，体育協会，消防分団ほか
会館維持管理費			自治会館の光熱水費，修繕料ほか
次年度繰越金 (又は予備費)			
合 計			

1-9 自治会館に関する税金

1 登録免許税

不動産（土地・建物）を取得し、所有権の保存登記又は移転登記をするときは登録免許税がかかります。税額は登記する不動産の固定資産税評価額に税率をかけた額で、登記申請の際に納付することになります。

（問合先 広島法務局呉支局登記部門 TEL 2 1 - 9 2 8 9）

2 不動産取得税

不動産（土地・建物）を取得したときには不動産取得税がかかります。税額は取得した不動産の価格（固定資産税評価額）に土地及び住宅は3%、住宅以外の建物は4%の税率をかけた額ですが、自治会館またはその用地の場合、申請により不動産取得税が減免される場合があります。

（問合先 広島県西部県税事務所呉分室 TEL 2 2 - 5 4 0 0）

3 固定資産税・都市計画税

毎年1月1日現在で、固定資産（土地・建物）を所有している人（登記名義人）に固定資産税がかかり、市街化区域、川尻町及び安浦町では用途地域内にある場合には都市計画税がかかります。しかし自治会館またはその用地等の場合には申請により固定資産税・都市計画税が免除される場合があります。

（問合先 呉市資産税課 TEL 2 5 - 3 2 1 3）



〇〇自治会館管理運営規約（例）

（設置）

第1条 〇〇自治会（以下「自治会」という。）は、その事業として呉市〇〇町〇番〇号に〇〇自治会館（以下「自治会館」という。）を設置し、これを管理運営する。

（目的）

第2条 この自治会館は、自治会会員（以下「会員」といい、同居の家族を含む。）の福祉の増進、教養文化の向上、相互の親睦及び自治会区域の各種会合、集会等に使用する。

（使用者の範囲）

第3条 この自治会館を使用する場合の使用者の範囲は、次のとおりとする。

- （1）自治会の事業、行事、自治会活動等に参加する会員
- （2）会員有志が発起する会合等に参加する会員
- （3）その他自治会が必要と認める者

（使用の許可）

第4条 この自治会館の使用を希望する者は、事前に使用許可申請書を提出し、自治会長（又は管理者）の許可を得なければならない。

（不許可の場合又は使用の制限）

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、自治会長は、自治会館の使用を取り消し、許可しない。

- （1）秩序または風俗を乱す恐れがあるとき
- （2）自治会館の施設、備品等を汚損又は損傷する恐れがあるとき
- （3）管理上支障があるとき
- （4）その他自治会長が不相当と認めるとき

（遵守事項）

第6条 この自治会館の使用者その他の入館者は、次の事項を遵守しなければならない。

- （1）使用許可以外の施設、備品等を使用しないこと
- （2）騒音を発するなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと
- （3）使用時間を厳守すること
- （4）その他自治会館の運営上不適当な行為をしないこと
- （5）使用後は清掃し、消火・消灯・戸締まり等を確認し施錠のうえ、鍵は速やかに自治会長（又は管理者）に返還すること

（使用者の義務）

第7条 この自治会館を使用する者は、善良なる管理者の注意義務を負い、便宜上自治会館の備品配置等を移動させたときは、使用後これを原状に復さなければならない。

(損害の弁償)

第8条 この自治会館の利用者が自治会館の施設、備品等を損傷または滅失したときは、その損害について弁償をしなければならない。ただし、過失（不可抗力）によるものと認められるものは、減額・免除することができる。

(使用料)

第9条 この自治会館を使用する者は、別表（自治会館使用料金表1及び2）に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 自治会が公の目的のために使用する場合や、公益上必要と認められる場合は、使用料を減免することができる。

付 則

この規約は、〇〇年〇月〇日から施行する。

(別表) 自治会館使用料金表1

使用時間帯	自治会員	自治会員外	葬儀使用料
8:00~12:00	800円	1,200円	15,000円
12:00~17:00	1,000円	1,500円	
17:00~22:00	1,500円	2,000円	

(別表) 自治会館使用料金表2

料金内容	自治会員	自治会員外
暖房使用料	200円/1時間	300円/1時間
冷房使用料	200円/1時間	300円/1時間
電気使用料	50円/1時間	100円/1時間
ガス使用料	50円/1時間	100円/1時間
映像機器使用料	100円/1時間	150円/1時間

ポイント!

自治会館は自治会員の共有財産です。会員の皆さんが効率よく利用できるように、規約を作りましょう。

また料金を設定するときは以下の点に注意しましょう。

- ・営利の場合の使用料（自治会員の営利、その他の営利など）
- ・自治会員と会員以外の使用
- ・炊事用具・冷暖房器具等の使用料
- ・減免の規定
- ・前納させた場合の取り消し、中止の前納金の返還について

年 月 日

〇〇自治会館使用許可申請書（例）

〇〇自治会長 様

申請者 住 所
氏 名 印

〇〇自治会館管理運営規約を遵守し、次のとおり自治会館の使用を申請します。

使用団体名	
使用日時	年 月 日 時から 時まで
使用施設名	全館 ・ 大会議室 ・ 小会議室
使用目的	
冷暖房	使用 ・ 不用
その他	

決 裁	可 ・ 不 可	決裁者印	
使用料	合計 円	内 訳	

1-11 個人情報の取扱い

平成29年5月の法律改正に伴い、自治会を含む全ての事業者に個人情報保護法が適用されることになりました。自治会が会員の氏名や住所・電話番号などの個人情報を持つことは、活動するうえで不可欠です。利用目的を特定することや、盗難や紛失等のないように適切に管理する。また、外部流出等しないように注意を呼びかけるなど、自治会において大切な情報を守るため、正しい管理に努めましょう。

1 利用目的の通知

自治会で持っている会員の情報は、その利用目的を会員本人に知らせることが必要です。これにより自治会で情報を利用（名簿作成や行事案内の送付など）することに対して本人の同意を得たこととなります。既に取得している会員情報の利用目的は、回覧や総会などで早めに会員に通知すると良いでしょう。

〔通知例〕

当自治会では、皆さんから取得した個人情報を自治会活動の基本資料として利用し、適正に管理します。

2 管理の仕方を文書にする

会員が安心して、個人情報を提供できるように、取扱いを明文化することが大切です。管理の仕方をきちんと決める場合は詳細を「個人情報取扱要領」として文書にまとめ、規約に定めます。

「個人情報取扱要領」を作る場合は、次に掲げるポイントをもとに具体的内容を定めましょう。

①取得するとき

取得する情報の内容を決めておきます。このとき「本人の同意に基づき、本人から取得すること」を原則とし、利用目的を本人に知らせるようにしましょう。

また、宗教・政治・本籍地に関わる情報をもらってはけません。

②利用するにあたって

その情報をどう利用するかを決めておきます。このとき主な使いみちや内容を決めておきましょう。

③管理の方法

情報の安全な管理の仕方を決めておきます。自治会であらかじめ会員名簿などを保管する人や、必要の無くなった情報を廃棄する時期も決めておきましょう。

また、名簿などのコピーは必要最小限度にとどめるなど、個人情報が外部に漏れないように努めましょう。

④提供する場合

自治会の情報を第三者に提供する場合は、あらかじめ本人の同意が必要です。
他の機関に提供する場合もあることから、自治会活動に利用する旨と「個人情報取扱要領」を年に1回は周知・確認すると良いでしょう。

〔自治会活動に利用する旨の例〕

- ・自治会相互の親睦
- ・自治会行事などに関する連絡調整
- ・自治会加入希望者への連絡先の提供
- ・行政機関等との連絡調整 など

自治会において個人情報の取扱いを規約に盛り込み、具体的内容を決めるためには次のような手順になると思われますので、参考にしてください。

◆規約への追加

規約に追加する場合は規約改正が必要になります。文言の追加は、本文・付則のどちらでも構いません。

◆個人情報取扱要領の作成

個人情報を管理する方法を示した「個人情報取扱要領」の例を作成しましたので、参考にしてください。

なお、詳細については、各自治会の実情にあわせて決めてください。

参考 自治会長名簿の取扱いについて

呉市自治会連合会では、連絡調整を円滑に行うため、自治会長名簿を作成しています。「自治会に加入したい」「交通規制の案内をしたい」等、外部からの自治会長の連絡先（住所・電話番号）の問い合わせについて、呉市自治会連合会事務局（地域協働課）では、次の流れで個人情報の提供依頼に対応しています。

- 1 自治会長の個人情報提供の申請を事務局（地域協働課）で受けます。申請者の氏名（会社の場合は会社名、担当者名）、連絡先及び使用目的などを確認します。
- 2 事務局（地域協働課）から該当の自治会長へ連絡し、情報提供の同意を確認します。
- 3 同意が得られた場合、申請者へ回答します。



(例)

自治会会員名簿

区 班

現住所 呉市	町通	丁目	番地番	号	電話	—	備考	緊急時の連絡先
氏名 (ふりがな)		生年月日	転入	転出				
		男・女	年 月 日	年 月 日	年 月 日			
		男・女	年 月 日	年 月 日	年 月 日			
		男・女	年 月 日	年 月 日	年 月 日			
		男・女	年 月 日	年 月 日	年 月 日			
		男・女	年 月 日	年 月 日	年 月 日			
		男・女	年 月 日	年 月 日	年 月 日			
		男・女	年 月 日	年 月 日	年 月 日			

備考 1 この名簿は、単位自治会の会員名簿を作成し、自治会活動の基本資料として活用するためのものです。
 2 この名簿の記載事項の異動等が生じたときは、自治会長にその旨ご連絡ください。

〇〇〇自治会 個人情報取扱要領（例）

（〇〇年〇月総会議決）

（目的）

第1条 この要領は、〇〇〇自治会（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いを図り、自治会会員個人の権利利益を保護することを目的とする。

（責務）

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（周知）

第3条 個人情報の取扱い方法は、総会資料又は回覧で会員に周知する。

（個人情報の定義）

第4条 個人情報とは、「自治会会員名簿」などとして会長に提出された次の事項を記したものとする。

（1）氏名、性別、続柄、生年月日、住所、電話番号

（2）その他必要な事項で同意を得た事項

（利用）

第5条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

（1）自治会会員名簿の作成及び地図の作成

（2）会費請求

（3）緊急時・災害時の連絡網及び要支援者リストの作成

（管理）

第6条 個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理する。

2 不要となった個人情報は、会長立ち会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

（提供先）

第7条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

（1）法令に基づく場合

（2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

（3）公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合

（4）国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

（5）自治会連合会、学校、これらに準ずる公共的団体から公共的な目的で提供の依頼があった場合

（6）その他自治会であらかじめ決めた提供先から公共的な目的で提供の依頼があった場合

2-1 呉市自治会連合会感謝状贈呈内規

呉市自治会連合会では3年以上自治会長をつとめられて退任された方などに、総会において感謝状及び記念品を贈呈しています。

(目的)

第1条 この内規は、永年自治会長をつとめた者に対して、呉市自治会連合会が感謝状を贈ることについて必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 呉市自治会連合会は、つぎの一に該当する者に対し感謝状及び記念品を贈ることができる。

(1) 通算満3年以上自治会長をつとめ退任した者(ただし、既に受領した者は除く。)

(2) 自治会長に多大な功労があると、理事会が認めた者

(選考)

第3条 感謝状を受ける者は、地区自治会連合会長の推薦により理事会において審査のうえ決定する。

(贈呈)

第4条 感謝状及び記念品の贈呈は、呉市自治会連合会総会において行うものとする。ただし、特に必要と認められる場合にはこの限りではない。

2 第2条に該当する者が表彰を受ける前に死亡したときは、感謝状及び記念品はその遺族に贈呈する。

2-2 呉市自治会長き章取扱内規

1 自治会長にき章を交付する。

2 自治会長のき章の制式は、次のとおりとする。

直径 12ミリメートル 内径 10ミリメートル

品質 モール付、銀製、金張、黄金色

3 き章は、自治会の備品として取り扱うものとする。

4 自治会長は、交付されたき章を会長以外の他人に譲渡又は貸与してはならない。

5 自治会長がき章を亡失又は棄損したときは、地区連合会長を経由して、実費でこれを再交付するものとする。ただし、避けることのできない事故によって亡失若しくは棄損した場合又はその他特別な事情があると認められる場合は、実費を徴収しない場合がある。(実費：3,000円)

6 自治会長が退任したときは、き章を速やかに地区連合会長へ返納し、次の自治会長に引き継ぐものとする。

7 自治会の解散又は合併等により、不要となったき章は、速やかに呉市自治会連合会へ返納するものとする。

2-3 呉市自治会連合会見舞金・香料等に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、自治会長、地区連合会長等に対して、呉市自治会連合会が贈る見舞金、香料等について必要な事項を定めるものとする。

(見舞金及び香料)

第2条 自治会長、地区自治会連合会長が被災、疾病又は死去した場合は、次のとおり見舞金、弔辞、香料、又は弔電を贈るものとする。

	項 目	金 額
見舞金	1 自治会長が水・火・震災その他非常災害によって、負傷若しくはその住居又は家財に損害を被ったとき	その都度理事会において決定した額
	2 地区自治会連合会長が疾病のため、引き続き1ヶ月以上就床して療養を要したとき又は入院期間が3週間を超えたとき	5,000円
香 料	1 自治会長の死去	5,000円及び弔辞・弔電
	2 地区自治会連合会長の死去	10,000円及び弔辞・弔電
	3 地区自治会連合会長の配偶者の死去	5,000円

(退任後の香料)

第3条 退任した自治会長が死去した場合は、地区連合会長からの要請により弔辞、香料、弔電を贈るものとする。

付 則

この内規は、第3条を追加し、平成5年3月5日から施行する。

3-1 書類配布手数料

地域協働課
25-3223

市が発行する「市政だより くれ」や各種の書類を配布していただくことに対し、手数料としてお支払いします。

1 支払い金額（年間）

均等割額（5,000円）＋ 世帯割額（300円×世帯数）

2 支払い時期

前期分は10月上旬、後期分は3月上旬頃になります。

※世帯数の基準日は、前期分については7月1日、後期分については1月4日です。

（参考）書類配布手数料の支払金額と支払時期

支払時期	均等割額	世帯割額	
		単価	世帯数
前期 (10月上旬)	2,500円	150円×世帯数	7月1日の 世帯数
後期 (3月上旬)	2,500円	150円×世帯数	1月4日の 世帯数



3-2 防犯設備電気料金の補助

地域協働課
25-3223

自治会が設置し、維持管理する防犯設備（防犯灯及び防犯カメラ）の電気料金の一部を助成します。

※ 防犯カメラについては、呉市防犯カメラ設置補助を受けて設置した防犯カメラのみが対象です。

【一括前払の場合】

1 請求方法

一括前払分の電気料金領収証と内訳書のコピーを、6月末までに提出してください。（支払日の関係等で間に合わない場合は10月末までに提出）

2 提出先：地域協働課又は各市民センター

3 支払い時期：8月下旬頃（10月末までに提出の場合は1月下旬頃）

4 補助率：一括前払分の電気料金×75%（100円未満は切り捨て）

※ 中国電力を利用されている方については、電気料金の支払いについて一定期間の料金をあらかじめ一括して口座振替で支払うことにより、割引になる制度があります。下記の「らくらく前払プラン」を参考にしてください。

らくらく前払プラン【料金前払契約】について（中国電力ホームページより抜粋）

●このプランをご利用いただけるお客さまは

- ・定額電灯または公衆街路灯Aをご使用のお客さま
- ・電気料金のお支払方法が口座振替のお客さま

●割引額は・・・1契約ごとに1月につき22円の割引です。

●電気料金のお支払いは

- ・お支払い額は適用開始日の契約内容により、1年間の前払額を算定いたします。
- ・1年目の請求月には、前月分料金と併せて前払額をお支払いいただきます。
- ・翌年のお支払いから、燃料費調整額等前年の過不足額の精算を伴います。

●申込先

- ・中国電力呉営業所 Tel0120-138-514（安浦町，豊浜町，豊町を除く。）
- ・中国電力東広島営業所 Tel0120-519-720（安浦町，豊浜町，豊町はこちらへ）

【各月払の場合】

1 請求方法

9月分の電気料金領収証と内訳書のコピーを、10月末までに提出してください。

※ 「8月分」の電気料金を9月に支払う場合があります。提出される際、「9月分」の領収証になっているかどうかご確認ください。

2 提出先：地域協働課又は各市民センター

3 支払い時期：1月下旬頃

4 補助率：9月分の電気料金×12ヶ月×75%（100円未満は切り捨て） （推定の年間電気料）

呉市防犯設備管理補助金交付要綱

地域協働課

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会等が夜間の通行の安全と犯罪の抑止を図ることを目的に設置した防犯灯及び防犯カメラ（以下「防犯設備」という。）の管理に必要な電気料金に対する補助金の交付について、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「自治会等」とは、地域住民の福祉の向上を図るため、当該住民により組織されている地区自治会連合会、自治会、連絡区その他の住民組織をいう。

2 この要綱において、「防犯灯」とは、自治会等が維持管理する電灯で電気事業法（昭和39年法律第170号第2条第1項第3号）に規定する小売電気事業者（以下「小売電気事業者」という。）の電気供給約款による「公衆街路灯」の取扱いをしているものをいう。

3 この要綱において、「防犯カメラ」とは、自治会等が呉市防犯カメラ設置補助金交付要綱による補助金の交付を受けて設置した防犯カメラをいう。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業は、自治会等が設置した防犯設備の維持管理に資する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、前条に定める事業のうち、防犯設備維持管理に必要となる電気料金で、次の各号のいずれにも該当しないものを対象とする。

(1) 商店街振興を目的とするもの

(2) 広告物、看板、案内板等の照明を目的とするもの

(3) 神社仏閣等の境内、建物等の出入口、駐車場等の照明を目的とするもの

2 防犯カメラに対する補助金は、自治会等が呉市防犯カメラ設置補助金交付要綱による補助金の交付を受けて設置した防犯カメラを対象とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、自治会等が維持管理する防犯設備で、前2項に規定するもの以外の防犯設備を補助金の対象とすることができる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は小売電気事業者が、補助金を交付する年度の9月に請求した防犯設備に係る電気料金の額に12を乗じて得た額（以下、「基準電気料金」と言う）又は小売電気事業者と自治会等が契約した電気料金の前払契約に基づき小売電気事業者が請求する当該電気料金の額の100分の75以内の額に相当する額とする。

2 防犯カメラの設置場所の事情により、防犯カメラに係る電気料金を小売電気事業者が自治会等に請求できない場合は、設置場所の所有者等が自治会等に請求した電気料金を基に、前項の規定を準用して補助金の額を算定するものとする。この場合において、補助金の額は、小売電気事業者の電気供給約款に定める「定額電灯（小型機器料金）」より算定した額を上限とする。

3 前2項の場合において、当該補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

4 基準電気料金と実際の電気料金に、災害等により差が生じる場合の取扱は、市民部長が別に定める。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、申請書に前条に規定する電気料金の領収書又はその写しを添付するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書その他の書類を受理したときは、速やかにこれらの書類を審査して補助金の交付を決定するものとし、交付を決定したときは交付規則に定める交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(実績の報告)

第8条 自治会等は、事業完了後、その完了の日から40日以内に交付規則に定める実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、提出期限を延長することができる。

- (1) 補助事業等実績報告書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する補助事業等実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付すべき補助金等の額を確定し交付するものとする。

(補助金の請求)

第10条 自治会等は、補助金の請求をしようとするときは交付規則に定める請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 市長は、自治会等が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 交付条件に違反したとき。
- (3) その他市長が不都合と認める行為があったとき。

(事業の見直し)

第12条 市長は、この要綱の規定に基づく補助対象事業の内容について、施行後3年を目処に、施行状況を勘案し、必要と認める場合はその結果に基づき見直し等の措置を講ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほかは、補助金の交付に関し、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から実施する。

- 改正 平成12年4月1日
改正 平成13年4月1日
改正 平成27年12月1日
改正 平成30年12月1日
改正 令和元年9月1日
改正 令和3年4月1日

3-3 屋外掲示板の新設・建て替え・修繕の補助

地域協働課
25-3223

掲示板は、広報活動を円滑にし、地域住民の交流を活性化するための大切な手段の一つです。

市では、地域住民のコミュニケーションの促進や市政の広報等を進めるため掲示板の設置を支援します。

《補助の対象》

- 1 自治会に加入されている世帯数で、50世帯ごとに1基の割合です。
(例) 51世帯の自治会は、2基(端数は切り上げ)
- 2 地主や建物などの所有者から承諾を得たもの。
※ 市道や公園に設置する場合は、事前に市の許可が必要です。

《使用の範囲》

- 1 自治会からのお知らせや市が依頼したポスター・チラシなど。
- 2 政治や宗教的な活動を目的とするものは除く。

《補助額及び補助率》

- 1 新設・建て替え
 - ・補助限度額：50,000円(1基につき)
 - ・補助率：1/2
 - 2 修繕
 - ・補助限度額：25,000円(1基につき)
 - ・補助率：1/2
- ※ いずれの場合(新設・建て替え・修繕)も、100円未満の端数は切り捨て。

《留意事項》

- 1 新設・建て替えの場合、前年度に計画書の提出のないものは、補助できません。
毎年9月末までに、翌年度の設置計画書を、地区自治会連合会長を通して提出してください。
翌年4月以降に、交付申請書を提出した後、交付決定通知を受けてから、工事に着手してください。
 - 2 修繕の場合、当該年度に交付申請書を提出した後、交付決定通知を受けてから、工事に着手してください。
- ※ いずれの場合(新設・建て替え・修繕)も、交付決定を受ける前に着手した場合は、補助できません。
- 3 補助金を受けて、新設・建て替えをした掲示板は10年間、修繕をした掲示板は5年間、再補助できません。
- ※ 天災等により破損した場合は、地域協働課にご相談ください。

屋外掲示板設置補助金交付要綱

地域協働課

(趣旨)

第1条 地域住民相互のコミュニケーションの増進等を図るため、自治会が屋外掲示板設置の事業を行う場合に必要経費の一部を予算の範囲内で補助するものとし、その交付に関しては、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 屋外掲示板 ポスター、チラシ等を掲出する板面で、支柱を設け、又は壁面などを利用して屋外に設置するものをいう。
- (2) 事業 自治会が屋外掲示板を新設し、又は建て替えを行うことに加え、現在設置している掲示板の修繕を行うことをいう。
- (3) 新設 屋外掲示板を新たに設置することをいう。
- (4) 建て替え 自治会がこの要綱に基づき補助金の交付を受け、又は独自に設置している屋外掲示板を、老朽化等の管理者の責めに帰さない破損に伴い撤去し、更新することをいう。
- (5) 修繕 現在設置している屋外掲示板の板面などの張り替え、若しくは掲示板本体又は支柱を修理することをいう。

(屋外掲示板の基準)

第3条 補助の対象となる屋外掲示板は、次に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 地域住民相互のコミュニケーションを増進すること又は地域住民の生活上必要な情報を提供することを目的として設置するものであること。
- (2) 設置する土地、建物及び工作物の所有者又は管理者から設置することについて承諾を得たものであること。
- (3) 専ら政治又は宗教的な活動を目的とする掲示物に使用しないこと。

(屋外掲示板の設置可能基数)

第4条 この要綱に基づいて補助金の交付を受けて、新設又は建て替えにより設置することができる1自治会当たり屋外掲示板の基数は、補助金交付申請時に自治会の加入世帯数に対して、50世帯につき1基の割合で計算した数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数。次項において「基準数」という。）を限度とする。

2 前項において、新設する屋外掲示板については、この要綱実施前に自治会が設置している屋外掲示板の数が基準数に満たない場合に限り、その数に相当する基数について補助するものとする。

(補助金の額及び再補助)

第5条 市長は、自治会が事業を実施するときは、事業に要する経費の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を補助するものとする。ただし、屋外掲示板1基当たり、新設又は建て替えの場合は50,000円を、修繕の場合は25,000円を限度とする。

2 補助金の交付を受けた屋外掲示板については、新設又は建て替えの場合は、交付後10年を経過するまでは再補助はしないものとし、修繕の場合は、5年を経過するまでは再補助はしないものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会は、屋外掲示板設置補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 屋外掲示板新設等事業計画書及び事業予算書(様式第2号)

(2) 見積書

(3) 位置図・平面図・断面図及び写真(設置位置及び周囲が判るもの)

(4) 承諾書(様式第3号)又は許可書(修繕の場合は不要)

(5) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による交付申請があったときは、関係書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めたときは、速やかに屋外掲示板設置補助金交付決定通知書(様式第4号)により、交付決定するものとする。

(事業実績の報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた自治会は、交付の決定に係る事業が完了した日から40日以内に、屋外掲示板設置事業実績報告書(様式第5号)に屋外掲示板設置収支決算書(様式第6号)と領収書の写し等を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき交付金の額を確定するものとする。

2 補助金の交付額確定に当たり、補助対象経費の減額があった場合は、減額になった補助対象経費をもって補助金額の算出を行う。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、前条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後、屋外掲示板設置補助金(概算払・前金払)交付請求書(様式第7号)に基づいて交付するものとする。

(事業の見直し)

第10条 市長は、この要綱の規定に基づく補助対象事業の内容について、施行後3年を目処に、施行状況を勘案し、必要と認める場合はその結果に基づき見直し等の措置を講ずるものとする。

(屋外掲示板の管理)

第11条 補助金の交付を受けて設置した屋外掲示板は、美観を損なわないように自治会において適切に維持管理しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

改正 令和5年4月1日

3-4 LED防犯灯設置の補助

地域協働課
25-3223

呉市では、夜間における犯罪の防止と通行の安全を図り、犯罪の起こりにくいまちづくりに向けた地域の自主的な防犯活動を支援することを目的に、自治会等がLED防犯灯を設置する場合、費用の一部を補助します。

《補助の対象》

- 1 中国電力株式会社の電気供給規程による「公衆街路灯」の取扱いとなるもの。
- 2 自治会等が設置するLED防犯灯（発光ダイオード等の環境に配慮した高寿命・省電力の光源を使用したもので、蛍光灯・水銀灯などは対象外。）

《補助額及び補助率》

- 1 支柱を併せて設置する場合
 - ・補助限度額：50,000円（1灯につき）
 - ・補助率：2/3
 - 2 支柱なしの場合
 - ・補助限度額：20,000円（1灯につき）
 - ・補助率：2/3
- ※ いずれの場合も、100円未満の端数は切り捨て。

《留意事項》

- 1 工事等の着手前に、必ず地域協働課へ補助金交付申請書、位置図、見積書等を提出してください。
- 2 土地、道路、建物、電柱、NTT柱などに設置する場合、事前にそれぞれの所有者・管理者等からの許可が必要です。なお、希望箇所に取付が可能か、電気工事業者等にご確認ください。
- 3 天災等により破損・故障した既設のLED防犯灯を、器具ごと取り替える場合も対象です。（管球交換のみは対象となりません。）

呉市LED防犯灯設置補助金交付要綱

地域協働課

(要綱の趣旨)

第1条 この要綱は、自治会等が夜間における犯罪の防止と通行の安全を図ることを目的に、LED防犯灯を設置する場合に必要な費用の一部を補助することについて、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「LED防犯灯」とは、自治会等が設置し維持管理する電灯で、中国電力株式会社の電気供給規程による「公衆街路灯」の適用を受けるものとし、発光ダイオード(LED)等の環境に配慮した高寿命・省電力の光源を使用したものをいう。

(対象)

第3条 補助金の対象は、新たにLED防犯灯を設置する場合、又は天災等による損傷や故障により、既設のLED防犯灯を器具ごと取り替える場合で、次の各号のいずれにも該当しない防犯灯とする。

- (1) 商店街振興を目的とするもの
- (2) 広告物、看板、案内板等の照明を目的とするもの
- (3) 神社仏閣等の境内、建物等の出入口、駐車場等の照明を目的とするもの

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める防犯灯は補助金の対象とすることができる。

(補助金の交付)

第4条 市長は、LED防犯灯を設置する自治会等に、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、LED防犯灯の設置に要する費用の3分の2の額とし、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める金額を限度とする。

- (1) 支柱を併せて設置する場合 1灯につき50,000円
- (2) 前号以外の場合 1灯につき20,000円

2 前項の場合において、当該補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、呉市LED防犯灯設置補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添付し、交付申請するものとする。

- (1) 申請場所の位置図及び写真（取付位置及び周囲が判るもの）
- (2) 設置費用の見積書（内訳が判るもの）の写し
- (3) その他、市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による交付申請があったときは、関係書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めるときは、速やかに呉市LED防犯灯設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付決定するものとする。

(事業実績の報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた自治会等は、交付の決定に係る事業が完了した日から40日以内に、呉市LED防犯灯設置補助事業実績報告書(様式第3号)に領収書の写し等を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき交付金の額を確定するものとする。

2 補助金の交付額確定に当たり、補助対象経費の減額があった場合は、減額になった補助対象経費をもって補助金額の算出を行う。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、前条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後、呉市LED防犯灯設置補助金交付請求書(様式第4号)に基づいて交付するものとする。

(事業の見直し)

第10条 市長は、この要綱の規定に基づく補助対象事業の内容について、施行後3年を目処に、施行状況を勘案し、必要と認める場合はその結果に基づき見直し等の措置を講ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

改正 平成31年3月1日

改正 令和5年4月1日

3-5 自治会集会所の新築・増改築・修繕などの補助

地域協働課
25-3223

地域住民のコミュニティの推進を図るには、話し合いや活動の場所が必要です。そのために、自治会が実施する集会所の新築・増改築・修繕又は買収に要する経費の一部（敷地の買収費等を除く。）を補助し、地域住民のコミュニティ活動を側面から支援します。

《補助の対象》

- 1 新築又は買収の場合は、区域内に他の公共的集会所がなく、かつ、多目的に使用するために設置されたものであること。
- 2 新築等を行うことについて自治会加入者全体の合意があり、かつ、それに要する経費が50万円以上であること。
- 3 補助金の交付を受けた集会所に対しては、交付後20年（増築及び改築を行う場合は10年、修繕を行う場合は5年）を経過しなければ、再補助できません。

《補助額及び補助率》

- 1 新築（買収を含む。）
 - ・補助限度額：7,500,000円
 - ・補助率：
 - ア 50㎡以内の場合
[実質単価×延床面積（50㎡以内）×1/2]
 - イ 50㎡を超える場合（100㎡まで）
[実質単価×50㎡×1/2]+[実質単価×（延床面積㎡-50㎡）×1/3]
 - 2 増築及び改築
 - ・補助限度額：5,000,000円
 - ・補助率：[実質単価×増改築部分の面積（100㎡以内）×1/2]
 - 3 修繕
 - ・補助限度額：1,600,000円
 - ・補助率：修繕に要した経費×1/2
- ※ 新築、増築及び改築の補助金交付対象面積は、100㎡以内です。
※ 実質単価とは、実際に要した経費の1㎡当たりの単価です。

《留意事項》

- 1 毎年9月末までに、翌年度の実施計画書を、地区自治会連合会長を通して提出してください。
- 2 翌年4月以降に、交付申請書を提出した後、交付決定通知を受けてから、工事に着手してください。
- 3 交付決定を受ける前に着手した場合は、補助できません。
- 4 この補助金を受けた整備後は、年1回財産管理状況報告書を提出してください。

呉市自治会集会所新築等補助金交付要綱

地域協働課

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域におけるコミュニティ活動の円滑な推進に寄与することを目的として、自治会が集会所を新築、増築、修繕又は買収（以下「新築等」という。）をする場合には必要な経費の一部を予算の範囲内で補助するものとし、その交付に関しては呉市補助金交付等交付規則（昭和63年呉市規則第24号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 新築 新たに集会所を新築し、又は既存の集会所の全部を除去し、新たに建築することをいう。
- (2) 増築 既存の集会所の床面積を増加させ、建築することをいう。
- (3) 改築 既存の集会所の一部を除去し、引き続きこれを規模、構造の著しく異ならないものを建築することをいう。
- (4) 修繕 集会所の維持管理上必要と認められる補修で改築の程度に至らないものをいう。
- (5) 買収 既存の建築物又はその一部を新たに集会所として購入（購入後集会所として改造するまでを含む。）することをいう。

(補助の要件)

第3条 補助金の交付は、自治会が新築等（消防団の施設を併用する場合を含む。）を行う場合で、かつ、次の各号に掲げる要件に適合する場合とする。ただし、市長が特に必要と認めたときはこの限りではない。

- (1) 新築又は買収の場合は、区域内に他の公共的集会所がなく、かつ、多目的に使用するために設置されたものであること。
- (2) 新築等を行うことについて自治会加入者全体の合意があり、かつ、それに要する経費が50万円以上であること。
- (3) 補助金を受けた集会所については、交付後20年（増築及び改築を行う場合は10年、修繕を行う場合は5年）を経過しなければ再補助はしない。

(対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、新築、増築、改築及び修繕の場合にあっては次の各号に掲げる経費として、買収の場合にあっては該当各号に掲げる経費に相当する経費とする。

- (1) 基礎工事費及び本体工事費（屋根工事費含む。）
- (2) 内外装工事費（畳工事費を含む。）
- (3) 給排水工事費
- (4) 電気工事費
- (5) 仮設工事費
- (6) その他市長が認めた工事費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は別表の基準による。

2 補助金の額を算出する場合において、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会は、呉市自治会集会所新築等補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 自治会集会所新築等事業計画書及び事業予算書(様式第2号)

(2) 土地所有及び利用に関する書類

(3) 加入者の同意を示す書類

(4) 見積書

(5) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による交付申請があったときは、関係書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めたときは、速やかに呉市自治会集会所新築等補助金交付決定通知書(様式第3号)により、交付決定するものとする。

(事業実績の報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた自治会等は、交付の決定に係る事業が完了した日から40日以内に、呉市自治会集会所新築等事業実績報告書(様式第4号)に自治会集会所新築等収支決算書(様式第5号)と自治会集会所工事(所有権移転登記)完了届(様式第6号)及び領収書の写し等を添付して、市長に提出しなければならない。

2 自治会は、当該補助金により自治会集会所を整備したときは、整備した翌年度から5年間、財産管理状況報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき交付金の額を確定するものとする。

2 補助金の交付額確定に当たり、補助対象経費の減額があった場合は、減額になった補助対象経費をもって補助金額の算出を行う。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、前条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後、呉市自治会集会所新築等補助金(概算払・前金払)交付請求書(様式第8号)に基づいて交付するものとする。

(事業の見直し)

第10条 市長は、この要綱の規定に基づく補助対象事業の内容について、施行後3年を目処に、施行状況を勘案し、必要と認める場合はその結果に基づき見直し等の措置を講ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

改正 令和5年4月1日

補助金額算定基準

1 新築及び増改築

(1) 実質単価

実際に要した経費の1㎡当たりの単価

(2) 補助対象面積

補助金交付の対象となる床面積は、新築及び増改築の部分については100㎡以内とし、それを越える部分については対象としない。

(3) 補助額の算定基準

ア 新築（買収を含む。）

・補助限度額：7,500,000円

・補助率：

50㎡以内の場合

[実質単価×延床面積（50㎡以内）×1/2]

50㎡を超える場合（100㎡まで）

[実質単価×50㎡×1/2] + [実質単価×（延床面積㎡－50㎡）×1/3]

イ 増築及び改築

・補助限度額：5,000,000円

・補助率：[実質単価×増改築部分の面積（100㎡以内）×1/2]

2 修繕

・補助限度額：1,600,000円

・補助率：修繕に要した経費×1/2

3-6 防犯カメラ設置の補助

地域協働課
25-3223

呉市では、犯罪の起こりにくいまちづくりに向けた地域の自主的な防犯活動を支援することを目的に、不特定多数の者が利用する道路等の公共空間を撮影対象として、自治会等が防犯カメラを設置する場合、費用の一部を補助します。

《補助の対象》

- 1 防犯カメラの購入及び設置に要する経費
(購入に併せて支払う保守点検料を含む。)
- 2 防犯カメラの設置を示す看板の設置に要する経費

《補助額及び補助率》

- ・補助限度額：300,000円(1台につき)
 - ・補助率：3/4
- ※1,000円未満の端数は切り捨て。

《留意事項》

- 1 毎年9月末までに、翌年度の設置計画書を、地区自治会連合会長を通して提出してください。
- 2 翌年4月以降に、交付申請書を提出した後、交付決定通知を受けてから、工事に着手してください。
- 3 交付決定を受ける前に着手した場合は、補助できません。

《申請方法》申請に当たっては、次の要領で手続を進めてください。

- 1 防犯カメラの設置については、設置したい場所の近隣住民の方の意見も交え、団体内でよく話し合い理解を得るとともに、事前協議の前に総会等で承認を得てください。
- 2 設置場所の所有者等から設置の承認や許可の内諾を得てください。
- 3 防犯カメラの設置を効果的なものとするため、あらかじめ設置場所等について管轄の警察署に相談し、アドバイスを受けてください。
- 4 複数の業者から見積をとるなどし、設置や維持管理に要する費用についても十分に検討してください。
- 5 設置場所については、団体内で優先順位を付けてください。

《主な遵守事項》

- 1 撮影対象は道路等の公共空間とし、防犯カメラを設置していることを表示した看板を設置してください。
- 2 設置団体において「防犯カメラ管理運用規程」を作成してください。
- 3 撮影した映像及び記録したデータを適正に管理・運用するために、「管理運用責任者」及び「操作取扱者」を指定してください。
- 4 映像の目的外での利用者や第三者への提供はできません。ただし、法令に基づく照会や人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急の必要がある場合等は提供できるものとします。
- 5 5年以上適切に維持管理し、毎年、財産管理状況報告書を提出してください。5年以内に廃止する場合は、補助金の返還対象となります。

呉市防犯カメラ設置補助金交付要綱

地域協働課

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪の起こりにくいまちづくりに向けた地域の自主的な防犯活動を支援するため、自治会等が行う防犯カメラ設置に対する補助金の交付に関し、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「防犯カメラ」とは、犯罪の抑止を目的とし、不特定多数の者が利用する道路等の公共空間を撮影対象として特定の場所に常設される撮影装置で録画機能を備えているもの（関連機器を含む。）をいう。

(交付の対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者は、自治会、自治会連合会その他市長が適当と認める団体とする。

(交付の対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、防犯カメラの設置に要する次に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

(1) 防犯カメラの購入及び設置に要する経費（購入に併せて支払う保守点検料を含む。）

(2) 防犯カメラの設置を示す看板の設置に要する経費

2 修理費、保守点検料等の維持管理費、移設費、撤去費その他の防犯カメラ設置後に新たに生じる経費は補助の対象としない。

(防犯カメラの機能)

第5条 防犯カメラは、次に定める機能を有するものとする。

区 分		仕 様
撮影機能	有効画素数	38万画素以上
	作動時間等	1日24時間又は必要時に作動し、夜間も人物等が特定できる撮影ができること。
録画機能	録画期間	7日間以上
	1秒間の記録間隔	1コマ以上
	記録画像サイズ	640×480画素以上
	記録媒体	USBメモリー、DVD-R等の外部記録媒体に画像が複写できること。メモリーカード又はハードディスク等の画像記録媒体を備えること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、防犯カメラ1台につき補助対象経費の4分の3以内の額とし、30万円を限度とする。

2 前項に定める補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事前協議)

第7条 補助金交付を申請する者は、事前に呉市防犯カメラ設置補助金事前協議申請

書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面
- (2) 団体規約及び役員名簿

（交付の内示）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、呉市防犯カメラ設置補助内示書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査により不相当と認めるときは、速やかに交付しない旨を決定し、申請者に通知するものとする。

（交付の申請）

第9条 前条第1項の規定による補助金交付の内示を受けた者は、呉市防犯カメラ設置補助金交付申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面及び写真
- (2) 収支予算書（様式第4号）
- (3) 補助対象経費に係る見積書
- (4) 防犯カメラを設置する場所の所有者等の承認書（様式第5号）の写し
- (5) 設置する防犯カメラの資料（第5条で規定する機能が確認できるカタログ、仕様書等）
- (6) 道路交通法その他の法令に基づく許可等を受けた場合は、それを証する書類の写し
- (7) 防犯カメラ管理運用規程
- (8) 管理運用責任者及び操作取扱者届出書（様式第6号）
- (9) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第10条 市長は、前条の規定による補助金交付の申請があったときは、その内容を書類及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付を決定し、呉市防犯カメラ設置補助金交付決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査により、補助金を交付することが不相当と認めるときは、速やかに交付しない旨を決定し、申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第11条 市長は、補助金の交付を決定する場合には、次の条件を付するものとする。

- (1) 別に定める呉市防犯カメラ設置補助事業管理運用要領を遵守すること。
- (2) 防犯カメラ設置者は、当該防犯カメラを適切に維持管理及び運用し、防犯カメラを廃止するまで、毎年、防犯カメラ管理状況報告書（様式第8号）を市長に提出すること。
- (3) 防犯カメラを設置した後に、防犯カメラの設置場所の変更又は廃止をしようとする場合は、市長の承認を受けること。
- (4) 防犯カメラを設置後5年以内に廃止する場合は、補助金の全部又は一部の返還に応ずること。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その限りでない。
- (5) 前2号の規定に基づき、防犯カメラを廃止又は設置場所を変更する場合は、責

任を持って当該設置場所を原状復旧すること。

(6) 管理運用責任者又は操作取扱者に変更があった時は、速やかに第9条第8号に規定する管理運用責任者及び操作取扱者届出書を市長に提出すること。

(7) 防犯カメラの設置工事等を、次のア又はイのいずれかに該当する者にその全部又は一部を委任し、又は請け負わせないこと。

ア 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員

イ 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定により公表が行われている者

（実績の報告）

第12条 第10条第1項の規定により補助金交付が決定し、防犯カメラを設置した者（以下「防犯カメラ設置者」という。）は、設置及び支払が完了した日から40日以内に呉市防犯カメラ設置事業実績報告書（様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 設置した防犯カメラにより撮影された画像

(2) 設置後の現況写真

(3) 収支決算書（様式第10号）

(4) 設置費用に係る領収証書その他収支の事実を証する書類又はその写し

(5) その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

第13条 市長は、前条に規定する呉市防犯カメラ設置事業実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金額を確定し、これを呉市防犯カメラ設置補助金額確定通知書（様式第11号）により防犯カメラ設置者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 防犯カメラ設置者は、前条の規定により確定した補助金の交付を受けようとするときには、呉市防犯カメラ設置補助金交付請求書兼委任状（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の概算払い）

第15条 市長は、設置事業について必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 防犯カメラ設置者は、概算払を受けようとするときは、呉市防犯カメラ設置補助金概算払請求書兼委任状（様式第13号）により、市長に請求しなければならない。

（書類の保存）

第16条 防犯カメラ設置者は、防犯カメラの補助金交付及び設置に係る書類を、設置が完了した日から5年間保存しておかななければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

改正 平成30年11月1日

3-7 自治会長に対する市長感謝状贈呈内規

地域協働課
25-3223

自治会長として通算5年以上ご活躍いただいた方に、自治会連合会総会で感謝状と記念品を贈呈しています。

感謝状の対象者

次のいずれかに該当する方に、市長から感謝状と記念品を贈呈しています。

- 1 自治会長を通算満5年つとめられた方（以降5年ごと）
- 2 地区連合会長を通算満10年つとめられた方（以降5年ごと）
- 3 地区連合会長を通算満3年つとめられて退任された方（ただし既に受領した方は除く。）

※ 毎年4月頃地区連合会長を通じて、感謝状受領該当者の確認をしています。

3-8 資源の集団回収に対する報償金交付

環境政策課
25-3301

一般家庭から排出される廃棄物のうち再資源化できるものを、自主的に回収した団体に対して、報償金を交付します。

1 団体の登録

資源集団回収を実施する前に、呉市資源集団回収団体登録届出書を環境政策課又は各市民センターへ提出してください。

※ 登録事項（代表者等）に変更が生じた場合には、呉市資源集団回収団体登録事項変更届出書を提出してください。

2 回収先

呉資源集団回収協同組合加入業者
(呉資源集団回収協同組合 TEL 23-5800)

3 報償金算定方法

実施団体ごとに回収量 1 kgにつき 6 円（回収量 1 kg未満は四捨五入）

4 報償金請求方法

- (1) 上半期：1月1日から6月30日までに実施したもの
受 付：8月1日から末日まで
交 付：9月末日までに交付
- (2) 下半期：7月1日から12月31日までに実施したもの
受 付：2月1日から末日まで
交 付：3月末日までに交付

5 提出先及び提出書類

環境政策課又は各市民センターへ以下の書類を提出してください。

- ・呉市資源集団回収団体報償金交付申請書
- ・呉市資源集団回収団体実績報告書
- ・集団回収伝票

3-9 ごみステーション設置等工事費補助

環境業務課
74-9100

自治会等がごみステーションの設置等を実施する場合に必要な経費の一部を補助するものです。

1 補助金交付要件

- ・自治会等が実施するごみステーションの新設及び建て替え
- ・単年度、1自治会等において最大2ヶ所を限度
- ・呉市ごみステーション設置要領に適合したもの
- ・事業の実施に当たっては、土地所有者、管理者及び公共施設管理者の承諾が得られること

2 対象

地域で設置，管理するごみステーション

3 申請方法

事前に環境業務課と打合せのうえ，交付申請書及び添付書類（見積書・設計図等）を提出してください。

4 提出先

環境業務課（環境政策課，地域協働課，各市民センター経由で提出してください。）

5 補助額

経費の3分の2で限度額50,000円（100円未満は切り捨て）

6 その他

工事完了後の申請はできません。必ず，施行前に申請をお願いします。

3-10 ごみステーション管理・リサイクル推進助成金の交付

環境業務課
74-9100

ごみステーションの維持管理及び分別等に必要な費用の一部を助成するものです。

1 対象

自ら管理しているごみステーションがあり、呉市が委嘱したリサイクル推進員がおられる自治会、連絡区等

2 請求方法

毎年度12月に所定の「ごみステーション維持管理状況報告書」を提出してください。

3 提出先

環境業務課（環境政策課，地域協働課，各市民センター経由で提出してください。）

4 支払い時期

毎年度2月下旬頃

5 支給基準

自治会等世帯数	助成金の額
49世帯まで	5,000円
99 "	10,000円
199 "	15,000円
399 "	20,000円
599 "	30,000円
799 "	40,000円
999 "	50,000円
1,000世帯以上	60,000円

3-11 地域緑化推進事業助成

公益社団法人広島県みどり推進機構呉市支部（農林水産課）
25-3317

みどりづくり活動をしている学校や地域の団体、グループに対して、緑の募金の一部から事業費の助成を行います。

1 申請者の条件

次の要件に該当する呉市内の学校、団体、グループ等

- (1) 明確にみどりづくり等を目的とし、営利を目的とした団体でないこと。
- (2) 自主的に活動する団体であること。
- (3) 申請した事業を完遂し、当支部が求める適正な報告ができる団体であること。
- (4) 事前に関係諸機関との調整を行っていること。

2 対象事業

- (1) 学校環境緑化など青少年の緑化活動を促進する事業
- (2) 地域住民等の参加による緑化活動を推進する事業
- (3) 森林・みどりの環境整備を推進する事業
- (4) その他上記に準じる森林整備及び緑化推進を目的とする事業

3 応募期間

毎年3月

4 事業期間

3月1日以降に開始し、11月20日までに完了するもの

5 助成金の額

1団体につき3万円を限度とします。ただし、助成額は、申請者数、申請内容等により変わります。

6 助成対象費用

おおむね次の経費が対象となります（内容が確認できる領収書があるものに限り
ます。）。なお、飲食代、記念品代、労務費、業者への委託費等は対象外です。

- (1) 行動費（傷害保険料、施設借上料、指導者謝金）
- (2) 資材運搬費（車両借上料）
- (3) 資材費（樹木、苗、支柱、樹名札、肥料代等）

7 応募方法及び決定通知

当支部指定の事業計画書に必要事項を御記入の上、提出してください。事業計画書の様式につきましては、御連絡いただければ送付します。応募期間終了後に当支部で審査及び決定して通知します。

4-1 自主防災組織

危機管理課
25-3326

1 自主防災組織とは

自主防災組織とは、地域の皆さんが自主的に助け合って、防災活動を行う組織のことをいいます。

災害から人々の生命・身体・財産を守るためには、地域の皆さんのまとまった力が必要です。まとまった力は自然にできあがるものではなく、地域の皆さんの意志と意気込みと協力で作られるものです。いざというときの心構えとともに、近所の人たちと助け合い、地域のきずなを深め「自分たちのまちは自分たちで守ろう！」という地域の防災活動を効果的に行うための組織です。

2 自主防災組織を結成するには

自主防災組織を結成するには、次の2つの結成方法があります。1つは、町内会や自治会など既存の組織を活用して結成する方法です。もう1つは既存の組織と関係なく、新たにメンバーを集めて結成する方法があります。呉市では、自治会がしっかりと機能しているため、自治会を母体として結成していただくことを推奨しています。また、複数の自治会が合同で結成していただくことも可能です。

3 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、平常時には、防災知識の普及及び啓発、防災訓練、防災資器材の備蓄や点検、避難経路の確認、地域内の「要配慮者」や「避難行動要支援者」の把握、危険箇所の把握などの活動に取り組みます。また、地域住民と共同して地区防災計画の策定を図ることなどにも期待が寄せられています。

災害時には、情報収集、初期消火、住民に対しての避難の呼びかけや避難誘導のほか、避難所の運営に携わるなど、自主防災組織の皆さんが協力して活動します。

今後も、地域の実情に応じて取組を展開し、災害へ備えることが非常に重要です。

4 自主防災組織に対する支援

自主防災組織の結成や活動に対し、次のような支援制度を設けています。

(1) 自主防災組織が行う防災研修会や訓練などへの支援、相談、アドバイス

(2) 補助金の交付

ア 防災器材等購入助成金：1年度当たり防災器材購入及び訓練1回以上

・結成年度：防災器材等購入費の全額（ただし5万円を限度）

・3か年度に一度：防災器材等購入費の3分の2（ただし4万円を限度）

イ 防災訓練助成金：1年度当たり訓練1回以上に対し2万円

（別途要綱、申請書類、リーフレット等有）

4-2 呉市防災リーダー

危機管理課
25-3326

1 呉市防災リーダーとは

呉市防災リーダーとは、防災に関する知識・技術を備え、災害が発生した時に、地域住民の避難誘導等を行うなど、自主防災活動の中心となる人です。

2 呉市防災リーダーになるためには

次のいずれかの要件を満たした者のうち、申請があった方を呉市長が認定します。

- (1) 市が実施する防災リーダー養成講習を修了した者
- (2) 広島県が実施する「ひろしま防災リーダー養成講座」を修了した者
- (3) 特定非営利活動法人日本防災士機構から防災士として認証状を交付されている者
- (4) その他、前各号に規定する者と同等以上の知識又は実績があると認める者

3 呉市防災リーダーの役割とは

(1) 平常時

- ア 自主防災組織の活動計画の作成，地区防災計画の策定支援
- イ 防災訓練や防災研修などの企画，調整及び実施等
(訓練・研修会の例)
 - ・まち歩き
 - ・防災マップ作り
 - ・防災勉強会

(2) 災害発生時

- ア 避難の呼びかけ，避難誘導，安否確認
- イ 情報収集・伝達
- ウ 救護活動
- エ 避難所の運営等

4 呉市防災リーダーに対する支援

呉市防災リーダーが、防災に関する知識及び技能を向上できるよう、防災に関する情報を提供するとともに、定期的に講習会や研修会を実施します。

また、自主防災組織の活動計画の作成や訓練等の企画について、他の自主防災組織の取組事例等の情報提供を行うほか、相談の受付やアドバイスを行います。

4-3 呉市公衆衛生推進協議会

地域協働課
25-3223

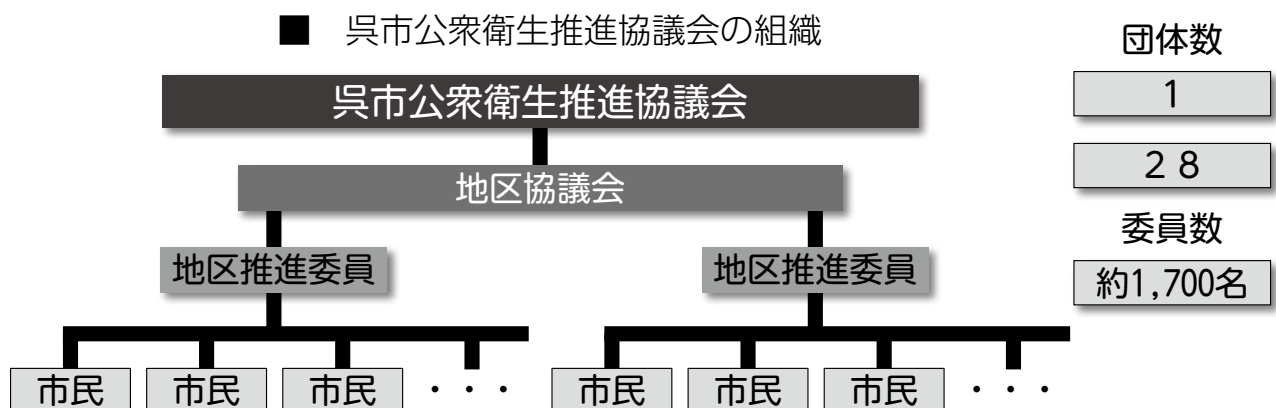
【公衆衛生推進協議会】

公衆衛生推進協議会（略称「公衛協」）は、「環境」と「健康」をコミュニティで守るために組織された任意団体です。

呉市公衆衛生推進協議会においては、地区自治会連合会の区域を単位として地区協議会を、地区協議会は、地区推進委員（公衆衛生推進委員）をもって組織しています。地区推進委員（公衆衛生推進委員）は、自治会単位から委員を選出し構成しています。

【公衆衛生推進委員】

公衆衛生推進委員とは、地区衛生組織活動の推進役・世話役となるリーダーのことです。呉市公衆衛生推進協議会においては、各自治会長1名と自治会長が推薦するものの1名の計2名、また、100世帯を超える自治会においては、50世帯ごとに更に1名を追加して自治会長が推薦するものを目安としています。



【事業内容】

市民の公衆衛生及び環境保全の思想の普及を図り、生活環境及び福祉の向上を図るために、呉市公衆衛生推進協議会では、以下のような事業を行っています。

● 主な活動内容

- ◇ 会議の開催
- ◇ 公衆衛生大会の開催
- ◇ 公衆衛生推進委員研修
- ◇ 地区協議会活動の助成
- ◇ 献血運動の推進
- ◇ 環境・健康づくり事業
- ◇ 呉市環境・健康募金

■ 会の沿革

昭和32年	● 呉市公衆衛生推進協議会が発足（20地区） 呉市自治会連合会と一体となった活動を行う
平成15年	● 下蒲刈町と合併（21地区）
平成16年	● 川尻町と合併（22地区）
平成17年	● 音戸町、倉橋町、蒲刈町、安浦町、豊浜町、豊町と合併（28地区となる）

呉市公衆衛生推進協議会のホームページ：<https://kureshikoueikyousakura.ne.jp/>

4-4 呉市女性連合会

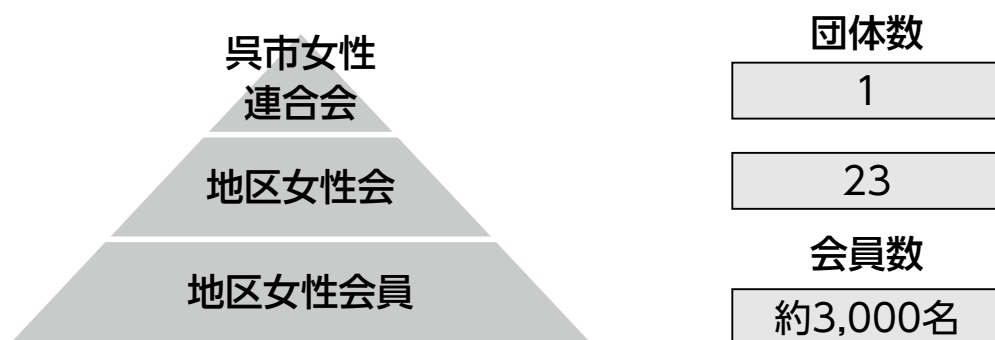
地域協働課
25-3221

【呉市女性連合会】

呉市女性連合会（略称「女性会」）は、呉市内の女性団体が互いに連帯を深め団結することにより、人権尊重の精神を基底とした平和で豊かな社会の実現、女性の地位向上、青少年の健全育成、高齢者の社会参加、地域社会の福祉増進等に努め、だれもが住みやすく住んでみたいと思うまちづくりに寄与することを目的として組織された任意団体です。

この目的に賛同する市内の女性団体による連合組織（地区女性会23団体）をもって構成しています。

■ 呉市女性連合会の組織



【事業内容】

女性の地位向上など、当連合会の理念に基づき、主に以下のような事業を行っています。また、公衆衛生推進協議会と連携し、献血運動への協力や、清掃キャンペーンなどを実施しています。

呉市赤十字奉仕団としての活動もしており、日本赤十字社活動資金の募集や、防災・救急に関する講習会災害被災者への支援活動などを行っています。

● 主な活動内容

- ◇ 会議の開催
- ◇ 教育フォーラムの開催
- ◇ ふれあいバザー
- ◇ 桜の植樹活動
- ◇ 年末愛の運動（募金・清掃・お米の配布）
- ◇ 広報誌作成

■ 会の沿革

昭和23年	●呉市女性連合会が発足（5地区）
平成15年	●下蒲刈町と合併（25地区）
平成16年	●川尻町と合併（26地区）
平成17年	●音戸町, 倉橋町, 蒲刈町, 安浦町, 豊浜町, 豊浜と合併
令和5年	●現在は, 23地区で運営

4-5 防犯・交通安全対策

地域協働課
25-3221

1 防犯対策

近年、オレオレ詐欺などの特殊犯罪が増加していますが、空き巣や車上狙い、自転車盗など日常生活の身近なところで、誰もが被害者になりうる犯罪も毎年、市内各所で発生しています。

犯罪者は人間関係が希薄な街を好みます。犯罪の起こりにくい安全な街にするには、同じ地域に住む人々が力を合わせて連携、協力し、防犯に取り組むことが大切です。

○あいさつ運動

犯罪者は、あいさつや声かけで目撃されることを嫌がります。地域でのあいさつ運動で、住民同士のコミュニケーションを大切にし、みんなで地域を守りましょう。

○防犯パトロール

防犯パトロールは、犯罪者をつかまえるのではなく、犯罪者に犯罪機会を与えないということが目的です。また、地域の住民に対する防犯意識の啓発、登下校時間帯のパトロールでは、子どもたちへの声かけにより世代間の交流も図ることが出来ます。

2 交通安全対策

○交通安全活動

地域での交通安全活動は、主に各自治会から推薦された交通安全推進委員のみなさんにより行われています。

《主な活動》

- ①交通安全日（1の付く日、土・日・祝日は翌登校日）の早朝街頭指導
- ②四季の交通安全運動期間中における街頭キャンペーン
- ③交通安全大会、交通安全研修会の開催や交通安全標語の募集等

○施設整備等

交通安全に関する要望等は、その場所、要望内容によって所管する機関や部署が異なってきます。ご不明なことがありましたら、ご相談ください。



4-6 交通安全推進委員の推薦

地域協働課
25-3221

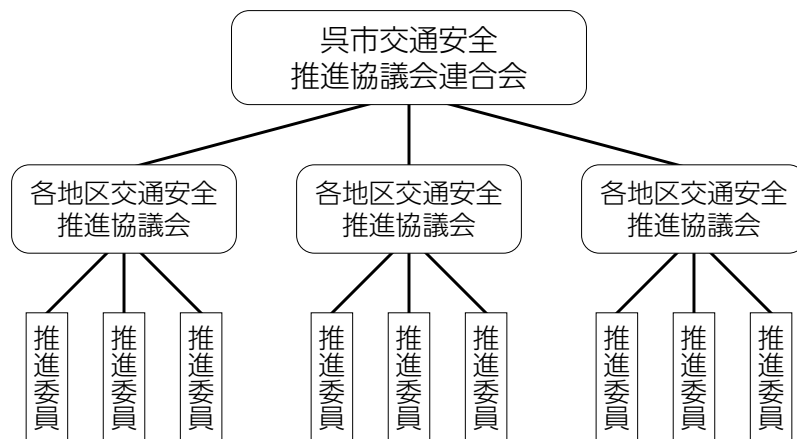
1 交通安全推進委員とは

交通安全推進委員とは、交通安全推進者としての自覚と責任を持ち、交通安全日での街頭指導を始め、交通安全運動キャンペーンの実施等、地域での交通安全活動に率先して携わっていただく方です。

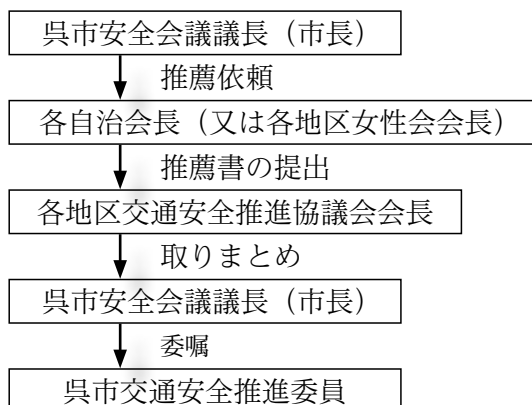
2 交通安全の活動組織

交通安全の活動組織として、各地区に交通安全推進協議会があり、そのメンバーが交通安全推進委員となります。

また、各地区交通安全推進協議会が集まった組織が呉市交通安全推進協議会連合会（事務局：地域協働課）であり、交通安全推進事業を企画・運営しています。



3 推進委員の推薦から委嘱までの流れ



※ 推進委員の任期は2年です。
途中で委嘱された場合の任期は、その残任期間となります。

4 交通安全協力員

各地域で、交通安全推進委員とともに早朝街頭指導等の活動に協力していただいております。主に学校、保育所、幼稚園、PTA、子ども会、地元企業等の団体です。

4-7 呉市市民公益活動保険制度

地域協働課
25-3223

呉市市民公益活動保険制度は、呉市内で主に活動を行っている市民公益活動団体及びその団体に活動を行っているみなさんが、安心して活動に参加できるよう、市が保険料を負担し、活動を行うみなさんが保険の対象となる制度です。

市民公益活動中に事故にあわれた場合、地域協働課又はお近くの市民センターへお問い合わせください。

1 対象となる人

呉市市民公益活動団体登録をしている団体等及びその団体に活動をしている人（団体の指導者・スタッフ、または奉仕性のある活動を直接的に実践する従事者のこと）

※ 自治会主催の運動会や祭などの一般参加者は対象となりません。一般参加者の補償には、各種団体においてイベント保険に加入されておくと安心です。

なお自治会については、「呉市自治会連合会」として呉市市民公益活動団体に登録していますので、自治会が行う市民公益活動も、この保険の対象となります。

2 対象となる活動

市民公益活動団体等が行う市民公益活動が対象となります。

市民公益活動とは…

- (1) 自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動
- (2) 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動
※ 団体のメンバー同士の懇親会等は対象になりません。
- (3) 政治や宗教を目的としない活動

ただし、次のような活動はこの保険制度の対象とはなりません。

- (1) 園児、児童又は生徒が行う園内行事又は学校行事
- (2) 山岳・海難救助ボランティア活動、災害救助ボランティア活動等の緊急時における活動
- (3) 森林ボランティア活動で野焼き・山焼きを行うもの及びチェーンソーを使用する活動
- (4) 銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動

【Q&A】

Q1 定例の福祉施設訪問のため、自宅から自転車で現地へ向かう途中、転倒してけがをしました。この場合、対象となりますか？

A1 自宅と活動場所の一般的な通常の経路の往復中に活動者自身がけがをし、あらかじめその行動が予定されていたことが事業計画書や名簿などで明確に立証できる場合は、傷害補償の対象となります。※往復中に他人にけがをさせた場合は、賠償補償の対象とはなりませんので注意してください。

Q2 自治会主催の運動会で競技中に転倒し、けがをしました。この場合は対象になりますか？

A2 対象となりません。運動会での指導、準備、片付けなど運営のための活動は対象となりますが、スポーツ活動や文化活動での競技者、演技者、観覧者などは対象となりません。このようなイベントを行う際には、主催者において参加者の事故などが補償されるイベント保険に加入しておくことで安心です。

Q3 災害ボランティア活動は対象とならないのですか？

A3 災害時のボランティア活動は、避難所での炊き出し・連絡係など後方支援的な被災者支援活動は対象となりますが、災害現場における救助活動は対象となりません。

3 補償内容

(1) 賠償補償

市民公益活動団体等またはその団体で運営を行っている人の過失により、他人の身体・財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ法律上の賠償責任を負う場合に対象となります。

賠償の種類	内 容	支払金額
身体賠償	他人の身体に傷害を与えたとき	1名につき限度額：5千万円 1事故につき限度額：1億円
財物賠償	他人の財物に損害を与えたとき	1事故につき限度額：5千万円
保管物賠償	他人からの預り品や管理物に損害を与えたとき	1事故につき限度額：100万円

※ 保険期間中の限度額により、支払ができない場合もあります。

※ 対象とならない主な事故

- ・活動者の故意による事故
- ・交通事故など車両による事故
- ・地震や台風などの天災による事故
- ・親族に対する事故 など

(2) 傷害補償

市民公益活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故で、活動者が死亡または負傷した場合に対象となります。

事故の種類	内容	支払金額
死亡	傷害事故を直接の原因として、当該事故の日を含めて180日以内に死亡したとき	300万円
後遺障害	傷害事故を直接の原因として、当該事故の日を含めて180日以内に後遺障害が生じたとき	9万円～300万円
入院・通院	傷害事故を直接の原因として、入院又は通院をして医師による治療を受けたとき (当該事故の日を含めて180日以内に限り。また、通院日数は90日を限度とします。)	1日につき 入院：3,000円 通院：2,000円

※ 対象とならない主な事故

- ・活動者の故意による事故
- ・活動者の無資格運転や酒酔い運転による事故
- ・自覚症状しかないむちうち症や腰痛など
- ・地震や台風などの天災による事故
- ・脳疾患や疾病または心神喪失による事故（日射や熱射による熱中症は除く。）など

4 事故発生時の手続き

(1) 万が一事故が起こってしまった場合、団体の責任者は、すみやかに地域協働課又はお近くの市民センターに電話で事故内容をご連絡ください。

※ 損害賠償において当事者間で示談を行う場合は、必ず事前に相談してください。

(2) 電話連絡の後、所定の事故報告書などを提出していただき、事故内容が保険制度の要件を満たしているかどうかを審査します（事故発生日を含め原則30日以内に書類を提出してください。）。

(3) 審査の結果保険制度の要件を満たしていた場合、訴訟・示談など賠償責任が法的に確定した日、また、全ての治療が完了した日を含め30日以内に、補償金の請求に必要な書類を提出していただきます。

※ 制度が適用されない場合もあります。

4-8 人権相談、人権研修講師の派遣

人権・男女共同参画課
25-3476

1 人権擁護委員が面接で相談に応じています。

(1) 日時

第2火曜日（祝日、振替休日のときは翌日水曜日）10時～15時
予約は不要です。

上記の相談日以外については、職員が電話又は面接相談に応じています。
（8時30分から17時15分（祝日、土日を除く。））

(2) 問い合わせ

人権・男女共同参画課 電話 25-3476

2 すべての人が尊重される社会の実現をめざして実施する自治会などの人権研修へ講師を派遣します。

(1) 依頼方法

研修の日程、場所等が決まりましたら相談してください。

問い合わせ：人権・男女共同参画課 25-3465

(2) 内容

女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権、同和問題、障がい者の人権など様々な人権課題を取り上げた人権研修に、人権・男女共同参画課職員または外部講師を派遣します。外部講師の謝金は、呉市が負担します。

4-9 AED（自動体外式除細動器）の貸出し

スポーツ振興課
25-3471

市民の体育・スポーツ大会等にAEDを貸し出します。

- 1 対象行事** 市民の体育・スポーツ大会等の公益を目的とする活動
- 2 貸出条件** 医師等の医療従事者又はAEDの使用に必要な講習（応急救護講習）を受けた者を配置すること
- 3 貸出期間** 5日以内
- 4 貸出場所** 呉市文化スポーツ部スポーツ振興課（呉市役所本庁8階）
- 5 申込手続** 自動体外式除細動器（AED）貸出申請書をスポーツ振興課へ提出

4-10 地域猫活動に対する支援

動物愛護センター
70-3711

のら猫問題（糞尿被害、ゴミ荒らし等）の対策の一つとして、自治会等が行う地域猫活動に対して支援をします。

のら猫に不妊去勢手術をして、新たに子猫が生まれないようにし、今いる猫の天寿を全うさせて猫の数を段階的に減らしていきます。

（不妊去勢手術の費用は、全額市が負担します。）

《支援の対象》

支援を承認された、地域に生息する飼い主のいない猫

《支援の流れ》

- 1 自治会内で地域猫活動を行う同意を取り、生息猫を調査、把握
- 2 自治会長から「地域猫活動の協力要請書」を提出
- 3 自治会長から「地域猫活動に係る不妊去勢手術支援承認申請書」を提出
- 4 提出書類を審査し、保健所長が支援を承認
- 5 地域猫活動を開始

《活動内容》

- 1 毎日、対象ののら猫に餌やり（管理された餌やり）
- 2 トイレの設置と毎日のトイレの管理
- 3 自治会等で対象ののら猫を保護し、指定の動物病院へ運び不妊去勢手術、耳のV字カットを実施し、元の場所に返す。
- 4 1と2の活動を毎日続けます。



4-11 犬猫等小動物の死体処理、し尿の収集、不法投棄

環境業務課・環境政策課
74-9100・25-3302

1 犬猫等小動物の死体は、一般廃棄物として収集・処理します。

(1) 受付等

月曜日から金曜日の午前中に、環境業務課及び各市民センターで電話受付し、午後から収集します。ダンボールや袋等に入れて最寄りのごみステーション又は通行に支障のない場所に出してください。（私有地内の小動物の死体は収集しません。）「土曜日・日曜日の収集は行いません。」

(2) 手数料

野良猫等については無料で収集しますが、飼養する犬猫等小動物については1体につき680円の収集運搬手数料が必要となります。収集の際に納付書をお渡ししますので、銀行等の指定金融機関等（下の表を参照）にてお支払いください。

指定金融機関：広島銀行

収納代理金融機関

三井住友銀行	中国銀行	山口銀行	伊予銀行
もみじ銀行	広島信用金庫	呉信用金庫	朝銀西信用組合
広島市信用組合	広島県信用組合	信用組合広島商銀	中国労働金庫
ひろしま 農業協同組合	広島ゆたか 農業協同組合	広島県信用漁業 協同組合連合会	ゆうちょ銀行

※なお、小動物の死体発見場所が国道や県道の場合は、下記まで連絡してください。
国道（国道31号及び185号）：呉国道出張所（TEL73-4798）
県道（国道375号及び487号を含む。）：広島県西部建設事務所呉支所
（TEL22-5400）

2 し尿の収集

汲み取り型便槽のし尿は、一般廃棄物として処理しなくてはなりません。呉市が許可している一般廃棄物（液状）収集運搬業者に収集を依頼して適正に処理してください。

汲み取りの依頼先がわからない場合は環境業務課までお問い合わせください。

3 不法投棄

不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により厳しい罰則が定められた犯罪です。

不法投棄を発見した時は、投棄者を調査するため、すみやかに最寄りの交番又は警察署、もしくは環境政策課までご連絡ください。

なお、不法投棄物の処分については、投棄者が不明の場合は土地の管理責任に基づき、原則、私有地の土地管理者が処理することになりますのでご理解願います。

4-12 リサイクル推進員の推薦

環境業務課
74-9100

資源物及び有害ごみの分別収集の円滑な推進を図るため、自治会長等に推薦いただいた方から市長が「呉市リサイクル推進員」を委嘱し、ご協力をお願いしています。市からは、委嘱状と腕章を配布させていただき、所属される自治会等に対して「呉市ごみステーション維持管理・リサイクル推進助成金」を交付して、地域の清掃保持に活用していただいています。

1 推薦方法

自治会長等地域の代表の方に、所定の推薦書により、おおむね50世帯もしくは単位自治会に1名の推薦をお願いします。

推薦書の提出は、各市民センター、本庁では環境政策課又は地域協働課を通じて、環境業務課までお願いします。

2 任期

原則として2年間

3 活動内容

資源物及び有害ごみの正しい出し方の普及、啓発や市と地元をつなぐパイプ役として活躍していただきます。

4-13 イノシシ被害防止について

農林水産課
25-3338

イノシシは田畑に進入し、農作物を根こそぎ食い荒らします。

特に土の中のものが好物なため、鼻で地面を掘り起こし、大きな穴をあけることがあります。

最近では、家庭から出るゴミなどを食べるため住宅地付近に現れ、昼夜を問わず人間と遭遇することも増えています。

イノシシ被害はもはや農家だけの問題ではありません。地域を挙げての取組が必要です。

◎寄せ付けないために

イノシシは笹ヤブや雑草が繁茂したところにじっと身を隠し、人目を避けて畑へ侵入する機会をうかがっています。畑の雑草や裏山を手入れせず放置しておく、そこがイノシシのすみかになってしまいます。まず、草刈りなどの管理を行い、こういった場所をなくすことが大切です。

イノシシは非常に嗅覚が鋭く、畑や家の外に放置された生ゴミなどのにおいにつられ住宅地付近に現れ、ゴミステーションへも出没しています。ゴミの出し方についても地域で工夫する必要があります。また、戸外の犬猫のエサをイノシシが食べに来ます。戸外でエサを与える時は、目の前で与え食べ残しは直ぐに片付けましょう。

◎イノシシに出会ったら

イノシシは本来おとなしい動物で、いきなり襲ってくることはまずありませんが、もしイノシシに出くわしたら、次のことに注意し、決して近寄らないでください。

- ◆大騒ぎをしたり、イノシシを攻撃したり、威嚇したりせず、刺激を与えないようにしてその場を離れてください。
- ◆犬の散歩中に出会ったら、できるだけ犬を遠ざけてください。
- ◆イノシシの親と子の間に入った場合や、手負いのイノシシに出会った場合は、道端に寄るなど、道をあけて逃がすようにしてください。
- ◆イノシシがよく出没する場所を通行するときは、声や音を出して人間の存在を知らせるようにしてください。

◎防護さく等の設置に係る資材費の補助

イノシシから農作物を守るためには、農地への侵入を完全に防ぐ必要があります。

市では、農地に設置する金網さくや電気さく、ネットさくなどの防護さく等の設置に係る資材費について補助を行っています。

※ 補助率は対象となる資材費の3分の1以内（上限：60,000円）

◎捕獲対策と諸注意

市ではこのイノシシ被害に対応するため、「呉市有害鳥獣捕獲班」を編成し、銃器やくくりわなにより捕獲に当たっています。

また被害地に捕獲柵や箱わなを設置しています。

ただし、これらのわなは大変危険ですので、わなやわなの設置を示す危険看板を見つけたときには、決して近寄らないようにしてください。飼い犬などの行動にも注意をお願いします。

◎個人でイノシシを捕獲するためには

イノシシの捕獲は、許可なく行うことはできません。

被害対策のため、わななどを使ってイノシシを捕獲するには、狩猟免許と市の許可が必要となります。

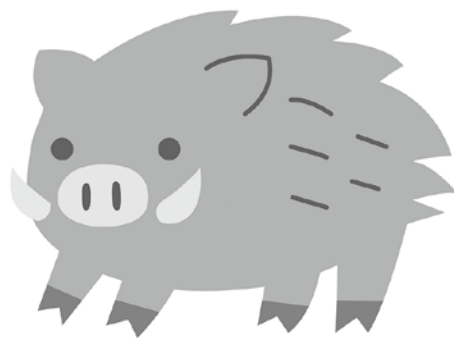
正しい手続きを経て、捕獲を行ってください。

◎狩猟免許試験及び更新手続きのお知らせ

7月～8月に県内各所で狩猟免許の試験が実施されます。

イノシシ被害防止のために狩猟免許（網・わな猟）の取得をおすすめします。

狩猟免許は3年ごとの更新となっています。



4-14 防火指導・訓練

西消防署 26-0335・東消防署 74-8906

1 防火指導・訓練の申請方法

訓練・講話等の内容の概略が決まったら、事前に自治会の地域を管轄する消防署、出張所へ連絡し、日時、場所、訓練内容などを調整してから「防災指導依頼書」を提出してください。

2 訓練内容

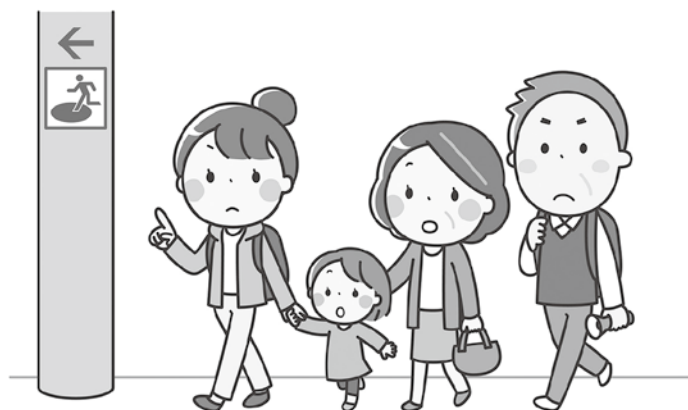
- (1) 消火器の使用方法
 - ア ABC粉末消火器による消火訓練
 - イ 訓練用の水消火器での取扱訓練
- (2) 天ぷら油火災実験と消火方法
- (3) 通報訓練
- (4) バケツリレーによる消火訓練
- (5) 搬送法

3 講話内容（防火ビデオ等を使用することもあります。）

- (1) 火災
- (2) 地震、津波
- (3) 水害
- (4) 住宅用火災警報器

4 その他

- (1) 訓練指導は、火災・救急等の災害に出動する隊員が実施します。
訓練時間に災害が発生すると、訓練等ができなくなることがありますので、ご了承ください。
- (2) 防火指導と応急手当の講習とを組み合わせでの申請も可能です。



4-15 応急手当の講習

消防局 警防課
26-0313

家庭や職場でできる応急手当（心肺蘇生法や止血方法）を定期的に講習しています。病院に行くまでに応急手当をすることで病气やけがの悪化を防ぎ、「ついさっきまで元気になっていたのに突然、心臓や呼吸が止まってしまった。」という人を救うために、そばにいる人ができる救命処置を学びます。

1 講習種類

(1) 応急救護講習～講習時間：2時間程度

内容：心肺蘇生法（AED含む。）・異物除去・止血法などを目的に応じて選択する。修了証なし

(2) 普通救命講習～講習時間：3時間

内容：心肺蘇生法（AED含む。）・異物除去・止血法など
修了証あり

※ AED～自動体外式除細動器

2 講習開催日時及び開催場所（講習は無料）

(1) 応急救護講習～

毎月第1土曜日（西消防署）、毎月第3土曜日（東消防署）：9時～11時

(2) 普通救命講習～

毎月第2土曜日（西消防署）、毎月第4土曜日（東消防署）：9時～12時

3 申請方法

申請用紙に必要事項記載のうえ、開催日の1週間前までに西又は東消防署へ提出（受講人数によっては調整が必要となりますので事前に連絡してください。）



4-16 自治会と関わりの深い市の業務と担当課

業務内容	担当課	電話番号
【建設】		
農林道の維持管理	農林土木課	25-3314・3322
住居表示の実施及びその証明事務	都市計画課	25-3366
開発行為(宅地造成等)許可		25-3369
建築確認	建築指導課	25-3511
公園の管理	土木総務課	25-3668
市道・橋・河川・急傾斜地の維持管理	土木維持課	25-3352～3355
公園の整備・維持		25-3208・3209
街路樹木の管理		
道路の新設・改良	土木整備課	25-3344・3345
道路・公園照明施設の維持管理	呉市道路・公園照明管理センター	25-5678
下水道の維持管理	上下水道局下水建設課	25-3427
下水道の建設		25-3432
下水道の計画		25-3429
下水道使用料	上下水道局お客様サービスセンター	26-4040
【環境】		
資源の集団回収	環境政策課	25-3301
廃棄物の不法投棄監視		25-3302
公害の防止	環境試験センター	25-3551
浄化槽		
一時的多量ごみ(引っ越し等)の処理	クリーンセンターくれ 芸予環境衛生センター 環境施設課	74-9106 66-2548 74-9107
家庭ごみの収集	環境業務課	74-9100
ごみステーション新規設置・移動・廃止・補助金		
犬猫等小動物の死体処理		
し尿の収集		
ごみステーション管理・リサイクル推進助成金交付		

業 務 内 容	担 当 課	電 話 番 号
【環 境】		
リサイクル推進員の推薦	環境業務課	74-9100
ボランティア袋の回収（可燃・不燃）		
地域緑化推進事業助成制度	農林水産課	25-3317
危険な空き家の相談	住宅政策課	25-3514
町内清掃で発生した土砂（土のう袋）の処理	土木維持課	25-3352～3355
【福 祉】		
赤十字活動の推進	地域協働課	25-3221
民生委員・児童委員	福祉保健課	25-3265
戦没者遺族援護		
介護保険制度	介護保険課	25-3136
高齢者福祉・老人クラブ	高齢者支援課	25-3139
老人集会所		
障害者の福祉	障害福祉課	25-3135
児童・母子福祉	こども支援課	25-3173
保育所・認定こども園	こども施設課	25-3117・3371
【教 育】		
市民スポーツの振興	スポーツ振興課	25-3471
地域成人式（はたちの集い）	文化振興課	25-3461
青少年の健全育成		25-3472
子ども会の支援	こども支援課	25-3254
放課後児童会		

業 務 内 容	担 当 課	電 話 番 号
【その他】		
市政だよりの発行	秘書広報課	25-3236
自主防災組織・防災リーダー	危機管理課	25-3326
防犯・交通安全対策	地域協働課	25-3221
交通安全推進委員の推薦		25-3223
書類配布手数料の交付		
防犯設備電気料金の補助		
自治会集会所の新築・増改築・修繕などの補助		
屋外掲示板の新設・建て替え・修繕の補助		
LED防犯灯・防犯カメラ設置の補助		
公衆衛生推進委員の選出		
献血の推進		
市民協働の推進		
外国人住民相談	国際交流センター	25-5604
市民相談	市民相談室	25-3222
消費生活相談	消費生活センター	25-3218
人権研修の実施	人権・男女共同参画課	25-3465
特定健康診査・がん健診	福祉保健課	25-3103
健康相談・健康教育・乳幼児健診・ 母子健康手帳	地域保健課	25-3542
	西保健センター 東保健センター	71-9176
犬・猫・ペットの相談	動物愛護センター	70-3711
生活バスの運行	交通政策課	25-3239
救急医療	消防局	26-0119
市民講習（水防・震災講習等）	消防局	26-0325
防火指導・訓練	西消防署	26-0335
	東消防署	74-8906
救急講習	西消防署	26-0350
	東消防署	74-8905
道路上の水漏れなど	上下水道局管路管理課	26-1637
上下水道に関するご意見・ご相談	上下水道局お客様 サービスセンター	26-4040

令和5（2023）年9月発行

発行：呉市自治会連合会

事務局：呉市 市民部 地域協働課

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号（呉市役所本庁2階）

TEL（0823）25-3223 FAX（0823）25-3013

Eメール tiiki@city.kure.lg.jp

URL <http://kureshitiren.sakura.ne.jp/>（呉市自治会連合会HP）

<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/4/>（地域協働課HP）

